

「故俳諧歌場真顔居士追福香花集」廣告二種

——真顔没後の四方側——

高橋 章則

代表的な狂歌作者が相次いで降壇し「日没期」（菅竹浦『近世狂歌史』）に入ったとされる文政期以後の狂歌界は、そうした文学的な評価とは逆に、享受層が全国へと拡大し、合従連衡とも言いうるような諸「連」共同の狂歌合^{あわせ}も数多く催されるなど、活況を呈していた。地域の「連」等を勘案するならば、その状況は文化の確実な拡大・定着を意味する。

このような狂歌の地域文化としての定着を支えた狂歌

はじめに

作者を多く抱えたのが、鹿津部真顔（宝暦三（1753）—文政十二（1829）年）が率いた「四方側」である。蜀山人四方赤良から「四方」の狂歌号とともに「連」のリーダー資格を継承した真顔は、狂歌という呼称が想起させる諧謔の側面を希薄化すべく、自「連」においては狂歌の呼び名を「俳諧歌」と改め、伝統的な和歌の享受層の取り込みを図った。そして、自「連」の指導資格保持者を「判者」、准判者を「都講」として設定するなどの指導体制を整備した。その地方指導者が「異郷判者」・「異郷都講」である。

かくして中央・地方に張り巡らされた階層的指導体制をもとにした巨大狂歌グループを形成した「四方側」で

はあつたが、真顔の死没に前後して組織内には軋轢が生じ、やがては分裂状況を呈するに至つた。その状態を手

に取るがごとくに明示するのが、真顔没後一周忌を期して催された追善会のために配布された二種類の一枚摺り

「広告」である。

この二種類の摺り物を比較考量すると、これまでに全く触れられたことのない真顔の追善会をめぐる混乱のようすや「四方側」の構成メンバーの変化を読み取ることができる。一方、「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門判者都講名順」という名録には一枚の「広告」に現れない「四方側」のメンバーが名を連ねている。これら三枚の摺り物における「四方側」構成員の違いこそが、「連」の分裂の具体的な証なのである。

本稿は、そうした十九世紀の狂歌界の一大勢力であつた「四方側」に生じた地殻変動に検討を加えるとともに、その基礎資料である二種類の「広告」の翻刻を行う。それは、両広告が巨大組織「四方側」の内実の解明に資するのみならず、狂歌の地域展開を支えた狂歌人たちの「個」を特定する際に有用な情報を含むからである。すなわち、二広告の地域文化史料としての側面に光を当て

たいのである。

1 真顔追善の流れ(1) 『俳諧歌場老師追福三題集』

鹿津部真顔が没したのは文政十二(1829)年六月六日である。梅本高節『狂歌師伝』(『江戸狂歌本選集』第15巻所収)によると、真顔は「晩年には甚落魄して、麻布芋洗坂に住める、門弟の滝本千丈(通称江里川勘解由)の家に寄食し」ていたと言う。同様の証言は四世絵馬屋額輔『狂歌人物誌』(前掲書所収)にも見える。

晩年に至りていたく零落を極め、麻布なる門弟滝本千丈が家に食客となりしといへり、文政十二年六月六日没す、享年七十七才、小石川三藐坂光円寺に葬る、法号を「俳諧歌場寿誉福阿真顔居士」といふ不遇だった晩年を象徴するように、真顔の「位牌」は近年まで行方不明であつたが、平成十(1998)年に至り偶然、新潟県見附市糸迦塚で発見された(浅原雄吉「資料紹介歌麿と越後に關する調査報告(続)」浮世絵芸術140号)。江戸から遠い越後に「位牌」が存在するのは、こ

の地に住んだ越天庵雪人こと浅野儀右衛門と滝本千丈とが懇意であり、越天庵が真顔没後の諸事に経済面で関わったことと切り離せないと考えられるが、まずは、前掲の二資料にあるように、晩年の真顔を「滝本（瀑布下・滝廻本）千丈」が支えたことを確認しておきたい。

さて、狂歌界のならいとして有力判者の没後には故人を追悼する「追福狂歌合」がもたれ、「追福狂歌集」が編まれる。往事の力を失つたとは言え巨大組織「四方側」の総帥であつた真顔には立派な追悼狂歌集が捧げられた。それが『俳諧歌舞場老師追福三題集』（内題による。文政十一（1829）年刊。以下『三題集』と表記。『江戸狂歌本選集』第12巻所収）である。

撰者は「森羅亭大宗匠・弥生庵宗匠・秋長堂宗匠」の三人。「兼題」は「花・月・雪」の三題。巻末には遠隔地の作者が中心で提出の遅延などにより一括されたとみえる二つの作品群と江戸の主要「判者」の作品群が併載された。後者、「判者」達の作品は追悼会当日に営まれた「当座」の席での作品とみられ、故人を追憶する色彩がより濃厚なものである。なかでも上記「瀑布下千丈」の「我庵にたどりつきゆき過し日の花や雲にていづちきえん」

という作品は、晩年の真顔への居所の提供とその場での死没という先の伝記的記述を念頭に置くと独特な意味合いを醸し出すものである。

2 真顔追善の流れ(2) 『俳諧歌追福香花集』

真顔の追悼集には『三題集』の他に一周忌を期して編纂された『俳諧歌追福香花集』（内題による。文政十三（1830）年刊。架蔵。以下『香花集』と表記）がある。「兼題」は「蓮」、「撰者」は「森羅亭萬象・弥生庵雛丸」の二人がつとめた。すなわち、先の『三題集』の三人の撰者構成から「秋長堂物築」がはずれたのである。

その『香花集』巻頭の序文に「森羅亭萬象」は

四方真顔居士は去年の六月六日黄泉に趣れし、其一回忌いとなまばやと四方垣内の人々を語らふに、いささか成障有て心ならず延侍りし（『追福香花集序』）と、「六月六日」の一周年忌追悼会が、「いささかなる障」により延期され、四か月後の十月開催になつた、と記述する。

その延引の事情を明瞭に物語るのが「故俳諧歌場真顔

居士追福香花集」という狂歌合の一枚摺り「案内広告」(長

野県個人蔵)である。この広告は「判者」「都講」「異郷
判者」「異郷都講」という四方側の構成員が網羅的に名を

連ねるもので、浅岡修一「化政期の地方狂歌界—真顔と

信濃の結びつきを中心にしてー」(『近世文藝』36)で紹

介されて以来、文政末年の四方側の全国展開の概要を窺
い知る好材料として広く活用されてきたものである。

さて、その広告は一周忌追福会が延引された事情を、
次のように記していた。

先達而及御披露候四方翁追福会報条に付、故障之義
有之候へとも、法事之事故和順の上相嘗可申心得に
而有之候故、相止候処、風流の上に而長争候義は迷

惑の至に御座候へとも、雑説取交報条差出候に付、
不得止事、自森羅亭先達而綴冊の報条被差出候、猶

額面印素の義ことくしく申し立候得共、右の文面
にて御承知可有之候へは申迄無之候、扱諸国遠路の
所より先師の旧恩を忘給はす玉詠追々相上亭候に付、
同盟の友垣申合再相嘗申候間、未御出詠無之御方は
早々御投吟可被下候、以前報条差出候後、御沙汰無

之候故、御同志の義と奉存候に付、御雅名相認候、

若相洩候歟、思召無之方は其由可被仰越候事、

六月期限の「報条」(「広告」)をめぐつてはトラブルが

生じたが、「法事」に関わることであるから荒立てずに黙
過しようとした。しかし、「雑説」を交えた「報条」であ

つたために「森羅亭」が「綴冊の報条」を発し、混乱の
收拾を図つた。その際、「額面・印素」について厳しく記

したが、その真意は文面を見てもらえば理解されるであ
ろう。なお、「香花集」に寄せる真顔追悼の作品を提出し
ていな面々は早期に提出されたい。されば「同志」

として追認したい。未提出であつても、これと言つた含
意がない場合にはその旨を連絡してほしい(故意の延滞
とは見なさない)。

「連」の結束を搖るがすような「雑説」を含む悪意に
満ちた「報条」が出回つたことが一周忌追悼会の延期の
主たる理由であった。また、悉皆的な作品掲載を目指し
たが未提出者がおり、その未提出理由を図りかねたとい
うのも延期理由の一端をなしたのである。そうした事情
を説明する文面の中で森羅亭が「同志」云々の語を口に
したのであるから、「雑説」を発端としたトラブルの背景

に四方側内に生じた人的な「対立」が存在したであろうことは言を俟たない。

では、その「対立」騒動は円満に終息したのであるうか。

結論を先取りして示すならば、四方側における反目状態は同年十月に追悼会を催す前に、もはや收拾できない段階に至っていた。そして、追悼会は森羅亭に対峙する者たちを排除する形で挙行されたのである。

そのように結論する根拠となるのが、先の文面に見えた

六月の「報条」に該当する「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」という「案内広告」（福島県個人蔵）である。

以下では、この（A）「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」（以下「六月広告」と表記）と先の（B）「故俳諧歌場真顔居士追福香花集」（「十月広告」と表記）の比較検討を中心に四方側内の「対立」の構図を示す。その上で二種の広告の翻刻を行うこととする。

なお、それらの広告にみられる四方側内の対立状況の延長線上には、（C）「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門判者都講名順」という「名簿」とその附帯文書と考えられる（D）摺り物（先の雑説を交えた「報条」の一つに

相当すると考えられる）があり、それらは「四方側」の反目状況をより明確に示す。そこで、本稿では、考証に関わる後者の二種の摺り物についても、二枚の「広告」の関連資料として本文内で翻字し紹介することとする。

3 「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」と「故俳諧歌場真顔居士追福香花集」における「対立」

狂歌合の主催者代表である「勧主」の名で発せられた一周忌追悼会の公示広告である「六月広告」は、一見すると既知の「十月広告」と見まがうものである。ところが、二枚の広告には「一周忌」の文字の有無や追悼会開催日の違いのみならず撰者、披講場所、四方側に所属する判者や異郷判者の構成等に差違がある。さらには、真顔の一周忌を目前とした時期に生じていたトラブルの存在の明証となる記述が存在するのである。

二枚の広告の差違への検討に先立つて、トラブルの正体である「四方側」相続の主導権争いとも言うべき事態を「六月広告」の文面から読み取つておこう。

イ 文面

さて、「判者」を中心とした構成員の変更が四方側内に生じた「対立」であることを浮き彫りにするのが、「六月広告」の案内の文面である。そこには、案内が発せられる以前に反森羅亭の動きが見え隠れしていたことが明記される。もちろん、その認識は広告発送主森羅亭の側から的一方的な証言なのではあるが、事実無根のことではない。以下ではそこに示される「対立」の構図を時系列で整理することにより、実態に迫ることにする。

a 『三題集』をめぐつて発せられた「雑説」

「六月広告」には次のような記述がある。

昨年追福会相嘗み、摺本番附共に滯りなく差し出し申し候、其の砌、諸国へ種々雑説申し触らし候族もこれ有り候や、又は報条行き届き申さず候や、右の追福一會へ御出詠これ無き御方も粗々これ有り候、『三題集』への未出詠者がいた。その未提出の理由として想定されたのは、出回った「雑説」の存在と案内の「報条」の未到着である。「雑説」への疑義は「十月広告」に同じ。一方「報条」については付けたり的な事務上の

伝達の不備として扱う余裕を見せる。しかし、その伝達のミスを理由とするような作品の未提出を今回は許容しないと強調する。

そして、前回の事情の真偽を確かめるべく、今回の一周忌追福会においては「連」の構成員たるもの義務として不参加は許さないという断固たる姿勢を森羅亭は打ち出し、次のように記すのである。

当会に若し御文通もこれ無き御方は四方側御退連と相心得候て、向後詠初の節張り出し等へも相除き申し候

『香花集』への出詠がない場合は構成員と見なさない（「四方側御退連」）。ここに見える「張り出し」とは例年一月に持たれる「詠初会」の際に公示される連内の序列を記した名簿のことを意味し、その名簿に掲載しないことにより四方連からの脱退が確定するというのである。

ところで、「十月広告」には額や印章の存在を強調しきたとの弁明にも似た記述があつたが、森羅亭がそのような峻厳な示威行動に出たのは、六月の一周年追福会を「連」の結束確認の行事として重視し、文書の発信元が曖昧化するのを避けるためであつた。その方策としたの

が諸種手続きや集歌所の一元管理を可能とする「連」の固有印章である「俳諧歌場執事印」の利用であった。

此の一会は前書申し入れ候通りの次第故、直々御文通下され度く候事、則ち俳諧歌場は森羅亭通称福嶋二左衛門別荘にて同所桜田本郷代地にこれ有り候、

御文通其の外請取の印譜

〔俳諧歌場執事〕（印）

唯一の印章を用いることによつて他者の介在や事後の弁明を許さないという断固たる姿勢を森羅亭は打ち出していたのである。事実、「六月広告」には、縦二・五糸、横二・一糸の朱印が捺されており、まさに爾後の使用を予告するものとなつてゐるのである。

b 森羅亭への真顔の「遺言」

帰属の態度を明らかにしない構成員への「最後通牒」とも言える内容を有する公示が森羅亭周辺からなされた理由、さらにはそうした行為を担保するものは何だつたのであろうか。そのことも「六月広告」から読み取ることができる。

去夏先師の病氣差重られ候砌、森羅亭宗匠へ遺言には、没後四方之連衆舞い乱れ致さざる様、別て年来

丹誠の俳諧歌の道も廢さざる様、連中の指揮、呉々も頼み置かれ、則ち俳諧歌場の額・せて古印譜等相譲られ候、遺言に任せて判者免状及び万端、森羅亭宗匠に従い取り行わせられ候、之に依りて今般新たに花王田へ俳諧歌場を造立せられ、当春新室にて会開筵も相済まし申し候、

重病の真顔は森羅亭に「連」の今後を託し「俳諧歌場」の額や古印譜の類の継承を行つたのであり、以後、それらを用いた「判者」の認証を森羅亭は実行した。さらには組織継承を白日の下に示すべく「花王田」に「俳諧歌場」の会所を設けた、といふのである。「俳諧歌場」の額と印章をめぐる森羅亭の強硬な姿勢を裏打ちしたのは、真顔からの上記「遺言」なのであつた。

しかし、翻つて考えてみよう。「遺言」を行つたとされる真顔晩年の居所は「十月広告」から名前を削除される滝本千丈の居宅ではなかつたか。実はここに「対立」の伏線が存在したのである。

口 「披講」場所

さて、追悼会をめぐる二種の広告の記述の主要な差違

の一つが追悼会開催の場所である。「十月広告」が「新橋加賀町於梅松樓上」を「披講」（公開評価、いわゆる点付）の場所とするのに對し、「六月広告」は「花王田於俳諧歌場」を「披講」場所としていた。「花王田」の「俳諧歌場」は「森羅亭通称福嶋二左衛門別荘にて、同所桜田本郷代地にこれ有り候」。つまり作品の披露と講説の場所は桜田本郷代地に新設した森羅亭の個人的な別荘から「新橋加賀町梅松樓」という一般的な料理茶屋の楼上へと変更されたのである。

森羅亭中心の四方側運営への批判が存在したことを念頭に置くならば、この変更は森羅亭の私邸利用という個人的な色彩を薄め、批判の風当たりを弱める措置だつたと考えられる。

八 「撰者」

二枚の案内の差違の第二は、追悼会に寄せられた作品に選評を加える「撰者」の陣容をめぐるものである。

前に触れたように、六月の撰者は「森羅亭・弥生庵・秋長堂」の三人であるのに対して十月では秋長堂物築が撰者から脱落する。加えて、森羅亭をめぐる表記にも達す

化が生じている。「六月広告」での森羅亭は「大宗匠」とあつた。それは『三題集』も同様なのであるが、「十月広告」に至ると「宗匠」となる。この表記上の格下げ措置も批判を承けた「穩便化」と考えると分かりやすい。なお、この宗匠号については後に触れる。

ニ 「俳諧歌場同盟判者」

最大の注目点は「判者」の総数と顔ぶれの変化である。ここに言う「判者」は江戸在住の指導者免許取得者を意味するが、その数が67名から49名へと減少している。しかし、その約三割の減少は表面上のことであり、實際には「十月広告」の49名のうちには新規に「判者」と位置付けられた11名を含むから、それらを除くと「六月広告」が掲載する67名の「判者」のうちの29名、すなわち半数近く「判者」名が事実上、削除されているのである。

その削除者の最上位に位置するのが「秋長堂物築」であり、彼の場合には「撰者」のみならず「判者」の顔ぶれからも除外されている。こうした有力「判者」の削除は、十八番目に位置する「瀑布下（滝本）千丈」までの上位者群に限ると12名に及ぶ。三分の二の割合にも達す

るのである。このことからしても追悼会の目指した「連」の結束は根本から揺らいだと言わざるをえない。そして、その震源は「秋長堂物築」をはじめとした古参江戸判者層にあつたことが推察されるのである。

その分裂とも呼ぶべき事態を予告するのが前に触れた「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門判者都講名順」（以下「名順」と表記する）であり、そこには秋長堂物築以下「十月広告」非掲載者12名のうちの11名が「故俳諧歌場四方側同盟」の「判者」として名を連ねる。そして、「十月広告」が森羅亭・弥生庵に次ぐ判者に掲げる「萬扇堂全交」が詠作を休止している実態を明らかにしてさえいる。つまり、森羅亭周辺に古参判者が少ないことが印象づけられる名簿掲載方法を「名順」は採っていたのである。

ホ 追加された「判者」

ところで、「六月広告」には見えず新たに「十月広告」段階で追加された11名の「判者」の顔ぶれは次のようなものである。

嶺松堂真静・森暁亭馬枝・花廻門将雄・大漁館福雄・

上己亭雛望・大慶庵最秋・宝館雛住・春光亭雛多・

桃花園雛垣・光一亭雛綱・紫庵寿美礼

このうちの「嶺松堂」「森暁亭」の二人が「六月広告」段階で「判者」予備軍の「都講」であつたことは「六月広告」そのものから確かめうる。一方、その他の人物の身分的な推移については跡付けができない。実際に判者資格を有する人物が「六月広告」ではあえて非掲載とされ「十月広告」で一転して掲載に至つた事例が存在する可能性は排除できない。しかし、そうした訳ありな非掲載者の割合は限りなく低いと考えられる。

というのも、上記の面々の「狂歌号」（堂や亭などを含む号）や「狂歌名」（一般の姓名の名に該当する滑稽な雅名）を見ると、そこには彼らの帰属を示すような特徴がある。狂歌号に「森」の字を含む者が1人、狂歌名に「雛」の文字を含む者が5人なのである。つまりは、「十月広告」が「判者」として掲げる新規人物の過半を占めるのが森羅亭萬象と弥生庵雛磨との関係が可視化されている人物たちなのである。「十月広告」以前には「判者」としてはもちろん、判者予備軍たる准判者や都講に「雛」字を含む狂歌人はほとんど見られなかつたのであるが、ここに

至つて状況は一転する。にわかに判者に進み、併せて「雛望」・「雛住」・「雛多」・「雛垣」・「雛綱」のようすに弥生庵由来の狂歌名（別名）を獲得した者が増加したばかりではなく、森羅亭由来の別号（「森暭亭」）が付与された事情が、ここに看取されるのである。

以上から明らかなように、二枚の案内広告の構成を比較すると、秋長堂物簞をはじめとした古参「判者」の削除とその穴を埋めた森羅亭・弥生庵配下の新規とりたての「判者」の追加という事態が見えてくる。このことに秋長堂の「撰者」からの離脱、森羅亭の一面での低姿勢な物言い、また反面での断固たる処置などの事態を加味すると、両者を筆頭とした二つの勢力のせめぎ合いの様相が一段と印象付けられるのである。

それに対しても桃李園軽人の非掲載理由については、何らかの意図を想定せざるを得ない。というのも、桃李園は前年の『三題集』に作品を寄せているから死没などの事態をにわかに想起できない。しかも「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門判者都講名順」での桃李園は相変わらず異郷判者の第一位にあり、「十月広告」から排除された「判者」たちと肩を並べてさえいるのである。異郷とは言え四方側の判者を代表する人物を非掲載とするには相応の理由が必要である。やはり考えるべきは反森羅亭の色彩である。

一方、柳樹園芳文については、彼が異郷判者となつて地方の判者である「異郷判者」のうちで非掲載となるのは、首座に位置する相模小田原の「桃李園軽人」と武藏青梅の「柳樹園芳文」、信濃高呂の「森謫亭胴成」、出羽高畑の「森秋園菊路」の四人である。

このうちの森謫亭、森秋園については、森羅亭に由来

へ 「異郷判者」

一方、柳樹園芳文については、彼が異郷判者となつて地方の判者である「異郷判者」のうちで非掲載となるのは、首座に位置する相模小田原の「桃李園軽人」と武藏青梅の「柳樹園芳文」、信濃高呂の「森謫亭胴成」、出羽高畑の「森秋園菊路」の四人である。

このうちの森謫亭、森秋園については、森羅亭に由来

ト 追加された「異郷判者」

以上の非掲載者に対して、「異郷判者」として追加されたのは次の16人である。

駿河府中「羽黒二亭升守」・駿府「池廻門真澄」・佐

渡相川「緑亭彦葉枝」「硯向亭徒然」・陸奥桑折「長

閑房御空」・常陸水戸「美斗歌垣葉並」「貫四樓再葉」

「暁谷亭洲長」・陸奥郡山「一山亭貢」・陸奥会津「百

中亭筈高」・

三河国府「森桃園花守」・相模鎌倉「森霞亭綱彦」・

陸奥岡部「森草庵鎌取」・陸奥岡本「森石堂季義」・

陸奥箱崎「森豊堂安良」・周防山口「崑口亭山際」

このうちの百中亭筈高までの10人は名簿への挿入の形で掲載された者たちであるから、「六月広告」の段階で未把握ないしは意図的な非掲載から転じて「十月広告」の段階にいたつて「異郷判者」たることが再確認され、地位の保全がなった者と考えたい。黒羽二亭升守、百中亭筈高以外の8名は『三題集』に応募しておらず、さらに升守を除く9名の場合には「名順」に掲載されている。

そうした反森羅亭とも受け取れそうな傾きが「六月広告」への非掲載の理由であつた可能性が大である。ただし、「十

月広告」に追加掲載されていることを重視するならば、あえて対立の図式を設定せずに、名簿作成が倉卒になされたことによる記載漏れのような単純で物理的な理由を非掲載の理由にすべきかもしれない。

というのも、修正掲載者の最後に位置する百中亭筈高の「異郷判者」となった時期がまさに真顔の最晩年に属し、「六月広告」が参照したであろう文政十二(1829)年正月の構成員名簿に彼の名が載つていなかつたことが判明するからである。

チ 「異郷判者」への追加の背景事情

百中亭筈高は会津白沢に居住した富裕な商人であり、

彼の子孫の元には四方側の「判者免許状」が現存する。その免許状の発給時期は文政十二(1829)年四月、真顔が没する二ヶ月前のことであつた。ちなみに筈高二十七歳の時である。

百中亭の免許獲得に深く関わつたのは秋長堂物築であり、滝本千丈との繋がりも深い。そうした人脈が「六月広告」に反映し非掲載となつたとも考えられるが、百中亭は『三題集』に作品を寄せ「十月広告」のもとで成つ

た『香花集』にも作品を寄せてている。森羅亭中心の四方側への帰属が最終的に確認されていた人物である。異郷判者となつて間もなく、年齢も二十代後半であることからして、百中亭が連の中核にある森羅亭に積極的に異を唱える立場にはないことは推して知るべきである。

つまり彼の名が洩れたのは「六月広告」の基になつた資料の問題、さらに広告作成が拙速になされたことと関係があると考えるのが穩当なのではなかろうか。

先にも触れ、後に詳しく見るよう四方側においては年初の詠み始めの際に連の名簿が作成されていた。文政

十二(1829)年正月のものが真顔在世中の最後の名簿である。その時点で筈高は「異郷判者」の列にない。翌年の詠初の際の名簿が森羅亭の元で作成されたであろうが、そこに筈高をめぐる情報が採用されたか否かは判然しない。先に述べたような判者資格獲得状況であつたからである。したがつて、ここでは、文政十二(1829)年の名簿ないしは補訂の行き届かなかつた翌年の新名簿をもとに「六月広告」が作成されたという至極穩便な解釈をほどこしておき、筈高の記載漏れの事情と考えておきたい。

異郷判者資格を獲得したことが確認できる筈高に過重

とも言える検討を行つたのは他でもない。「判者」の序列は資格を得た時点を正しく反映したもので、掲載の先後は資格を得て指導者となつた狂歌人にとっては、地域での教導を裏打ちする重要な問題であるからである。ないがしろにすることは許されない。筈高に先行する異郷判者たちが非掲載から挿入掲載となつた事態の多くは、文政十二(1829)年に判者免許を獲得したものの「六月広告」作成時点での把握が正確になされなかつたと筈高同様に考え、結論は個別事例の解明を待つて下すことにしたい。

リ 新規に「異郷判者」となつた者たち

ところで、以上の追加挿入掲載者たちに対し、三河国府の森桃園花守以下の五人は事情が異なる人物である。彼らは「六月広告」に「異郷都講」として掲載されているからである。すなわち彼らは広告が改まる間に「判者」資格を得た新規取立の「異郷判者」なのである。

そうした「異郷判者」への昇任がなつた五人を特徴付けるのが、彼らの狂歌号に等しく「森」の文字が冠せられていることである。江戸の「判者」で言及したように、十九世紀の狂歌号は号の授与者との系統を示すべく文字

の共有が図られているが、まさに当該の五人の場合には森羅亭が異郷判者任命に関わったことが「号」の文字構成から一目瞭然なのである。

かくして、江戸の判者たちに生じた欠員を補填するかのごとく森羅亭に親しいと見られる地方の都講達がにわかに判者へと引き上げられ、「六月広告」における「判者」・「異郷判者」を合計した員数が「六月広告」に近いものとなつたのである。いわば数字のマジックが中央・地方の判者をめぐつて展開され訳であり、こうした「異郷判者」の陣容の変更は全「異郷判者」の総数92名の一割以上にも達している。「六月広告」の段階で生まれた亀裂を繕うべく森羅亭周辺が奔走ないしは罇を締め直した様子が二枚の広告の差異から如実に読み取れるのである。

なお、名簿の最末尾に掲載される嵐口亭山際の場合には、「六月広告」上で「異郷都講」であることが確認できない。周防山口は四方側の判者・都講の空白地域といえる場所である。その地に勢力拡張の足がかりを欲したことは、嵐山亭の特進の背景事情があつたと考えておきたい。

以上のように、「四方側」内の対立が顕在化したのは主

として江戸の同輩とも言える古参「判者」間においてであつたが、地方もそれに連動して対立の端緒が生まれていた。発給に数ヶ月の時間差のある二枚の広告はその間に展開した「連」内の再編劇を物語る。ただし、地方の判者達の場合には江戸の判者たちのような示し合わせた離反の姿として事情を明瞭に読み取ることはできない。今後の検証がまたれる。

4 「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門 判者都講名順」に見られる「正統」の主張

イ 「名順」・「付書」の作成時期

「六月広告」には次のような記述が見える。

旧例に任せ正月廿二日詠初会の節、諸国判者方都講方の御雅名を席上へ張り出し申し候、以来逆も同様

の事に御座候間、此の段御風聴申し置き候、

文政十三(1830)年正月二十二日の花王田俳諧歌場の「詠初会」の席上には判者・都講の名簿が張り出された。それは「旧例」に従うもので今後も同様に行う、という。その名簿と「六月広告」の掲載名の総数は近かつた。

ところが、それは後に覆る。また、把握漏れの異郷判者が存在したであろうことなども指摘できる。見た通りである。

この掲示された「連」の構成員の名簿と対照されるのが、滝本千丈周辺が作成した「故俳諧歌場四方側同盟並正統瀧門判者都講名順」（前掲「名順」）とその付帯文書（以下、「付書」と表記）とである。

真顔の「位牌」同様に新潟県見附市糸迦塚の浅野家に存在した「名順」・「付書」のうち、「付書」には「于時文政十三歳次庚寅冬霜月」と作成時期が記される。一方、「六

月広告」に「判者」として掲載される「与鳳亭枝成」「静屋真国」「百廻屋連来」の三人が「名順」では「執事都講」と記されているところから推して、「名順」の人的構成が反映しているのは真顔没後から「六月広告」が作成された四月の時点以前の「四方側」の門人構成である。しかも、それは森羅亭に近い判者と目される人物を排除した陣容である。

森羅亭が文政十三年正月に張り出した名簿に対峙する「名順」はわずかに遅れてまとめられ、その「名順」の存在を前提にその趣意書とも言える「付書」が作成され

たのである。以下、「名順」「付書」の検討を行うことになるが、「名順」には同年四月以降と見られる付加事項も存在することから、「名順」の最終的な整理の時期は「付書」がまとめられた文政十三年十一月に近づくことが予想される。

さて、この二種の摺り物が提起するのは、まさに四方側における「正統」性の問題であり、森羅亭に対峙する滝本側の「正統」性論がそこでは展開されるのである。

口「名順」の「正統」論

a 「名簿」 本文と三項目の説明補足文からなる「付書」をめぐる検討を、その構成に従つて、主文と補足文に分割して行おう。まずは主文前半部分である。

故翁をしへ子のさはなる、皆其陰にさちをうれども親におくれし後はそれくのさがをあらはし、此頃よからぬ子供あらがひすなるやから多かり。そが中にも、養ひ子故に人の先方に置れしが万坊と愛されしをさな心や失ざりけん。阮に翁の跡つき也と言くて正しき翁が教子さへおのれに隨はぬは四方側なる

まじとはぶける。なんどかの力なくして家を持運ぶのたゞひ長明ならでさまくと報条斗り出せるもをかし。はた中にはそれが雛ごとのまま子にひかれて

四方の太鼓は打やりつゝ森のこ達と隠れんぼするも、足もとあぶなき業也かし。手元にそだちし子供すらかく我僕の出来るを、まして国ゝ村ゝの里子隔て生れ給へらんかたゞ直き心よりかゝるいたづら子の付知恵にそそのかされて竹馬の昔を失ひ、どの子を目好に遊ばんもめんない千鳥まどはしからん。

真顔の多くの弟子たちは真顔存命中には恩恵をこうむつていたが、彼が亡くなると各自の本性を現し最近では諍いが絶えない。中でも養子として特に寵愛された「万坊」は弟子時代のことを忘れたと見えて自身を真顔の後繼者であると吹聴し自分に従わない者は「四方側」ではないと排除している。本拠の家を移したり報条を頻りに発したりするのはどうしたことか。その養嗣子「まま子」に「雛ごと」のように付き隨い四方側の象徴である「太鼓」をないがしろにし「森のこ達」と動静を共にするのは危ういことである。真顔直近の弟子達ですらそうした我が僕が出るのであるから、諸国の孫弟子達であればな

おさら入れ知恵に惑わされ過去のいきさつを忘れ、師弟関係の再構築に戸惑つていることだろう。以下、主文後半部に続く。

爰に思へば、み親の翁がみまかりませし文政丑年の春の集ひに、年頃生せし子供らの呼名を一ゝかけ連ねて、かぞへ尽さぬ子福者と他の親にも浦山れつ。

兄よ弟のけぢめをも定置れし其名札を取出て其僕表に写し取つ。顔あはせぬも正に是兄弟ならんことをしめして、血でちを洗ふあらがひはせまじき事とおもふにこそ。

ここで思い出されるのが、真顔没年春の集まりであり、そこでは弟子達の名前を一覧し、その隆盛は他連から羨望されるほどであった。その際の弟子の序列をそのまま「表」に書き取つておいた。それは面識がなくとも同じ四方側の弟子筋であることを認識することを可能にして序列争いを避けるためである。

真顔生前の四方側の序列を反映する名簿の存在をアピールするのである。「名順」がその名簿に淵源するものであることを主張することに意図がある事は明白である。その「名順」に四方側的主要判者名が見えないことの

説明を行うのが、添え書きの第一である。

○附で言　連名の中、おとな立たるが名の聞えぬは、前に言如こたみ独流に移られしと聞ば又夫に随ふ人々のあらはなるはいたづらなればもらしつ。されども瀧門に義故を結ばれしは、阮に故翁をしたふの心いちじるしければ、列をはぶかず。さる中にも又別流になりなんの心あるやからは、言越し給へ。そがまにく此群を除くべき也。

「名順」の中に故四方側の中心人物名を欠くのは、前述のごとく今回「独流」に所属替えしたと吹聴する者とそれへの追随が明かである者達とであり、煩瑣であるから削除した。しかし自立したとしても「瀧門」と「義故」関係を結んだ者については亡き真顔先生を追慕する気持ちが顕著であるから除外しない。そうした中にあつても「別流」に移る意志がある者は連絡されたい。その意志表明を承けて、門流から除外するつもりである。

b 「宗匠号」の台賜　附則の第二は「宗匠号」を表題に有するものである。

○宗匠号　台賜のおこりは、故翁の風詠年頃　やことなき御あたりに聞え、不学して御いへの法則に

かなふ、乃御感なゝめならずとて始て翁に給はりしを、ひとしき友垣の六樹園、次ては客野に置れし森羅亭、又垣内にては千丈がことを奏し上て　台許を蒙らしめんとはかり給ひき。千丈おもへらく、おのれよりも年ふるく隨ひ学べる人々を置いてやはり其意に隨ひ参らせんと返々辞しけるを、翁腹だたしげに思ふ旨ありてことあげせんずるを、謙退もことにこそよれ、老が心にもとれるや、と子をさとす親心ばかりはげましてのり給はく。されば別号配当のみたりも共に進め立て、漸其意に任せしかば、阮にして千丈まで追々に　台賜なりぬ。かくしつゝ後は我もうくと望むを是彼と撰出て翁二たび奏せしもあり。さてみまかり給て後は、おのれくが手よりも自らねぎ奉るにつけて、宗匠　免ぜられしもあまねきこととなりぬ。されど其始翁が心しらひして奏されしは、垣内にては千丈が始也。そは下しふみの月日にも明かなるべし。今は又　御門葉ならんことをねぎておほけなくも　御門下の御末にうごまるやから猥に大人と号して報条にも擱出すはいかなることぞ。判者の事は　台賜とは違へり。旧輩の判者より垣内

くに撰出て私に免し来れるを、他より其判者をしてうしとは言馴たり。御門葉になればとておのれはこりに大人と名乗んやは。旧輩の判者に紛れていかがしからん。是らは瀧門に用ざる所なり。

宗匠号の「台賜」の始まりは、真顔の詠みぶりが長期にわたり尊貴な二条家に伝わり、それが二条家の家法に沿つたものと評価されたためで、最初に真顔に与えられ、同列の六樹園飯盛、ついで別系を建てた「森羅亭萬象」と同門の「瀧本千丈」を推挙して許可を得ようした。その際、千丈は自身よりも年長者の存在を配慮して辞退したが、真顔は立腹しつつもたしなめ諭し、別号を譲り受けた「三人」も勧めたので、納得の上、千丈まで宗匠号の台賜が及んだ。

それ以後は希望者から撰び出し真顔が奏請した。真顔の没後は個々に申請し宗匠号を認可される者も出てきたが、元をただせば真顔みずからが奏請したのは千丈が初めであつて、認可状によつて賜与の日付も確認できる。最近では門流内でもだりに「大人」を称して「報條」に印刷する場合があるが、その「大人（うし）」なる呼称は「判者」の慣例的かつ私的な尊称であり、同門流内で

あつても自分から「大人」を名乗ることは以ての外のことであり、そうした用い方をすると、旧くからの判者達と紛れてしまひますいのではないか。ために「大人」の呼称は「瀧門」では用いない。

c 別号の継承 第三の附則は、真顔の「別号」の継承者をめぐるものである。

○狂歌堂、四方、歌垣ともに故翁生前別号を分られたれば、仮にも翁をなごめて独流を立るやからと相評などは思ひよらぬうたての報条に、ともすれば相評又は当座判などにみだりが名をも書触らすやら聞ゆるは、爰に知らぬ事也。此末、よしやさせることの有とて、他門の人々正しきこととすべからず。もし、此三人が拙き爪印も請んとならば、直に三人の垣内に投べし。又、手よりなき人々は瀧門によりて求給へかし。かゝる事の条々をのばへんも、都て好ましからずといへども、さまゝのまどはしことを言ふるゝ世には、こゝらの名をもいたづらにふらされんが心憂くて、兼てひそかに知らせ置たく、ちなみに物するわざになん あなかしこし

「狂歌堂」「四方」「歌垣」の三つの「別号」は真顔が

生前に分与したものであつて、別号継承者三人が機に乗じて分派するような人物と歌合（俳諧歌合）で一緒に撰評することは考え難いことであり、「相評・当座判」に名を並記し予告する者があるのは心外である。今後、そうしたケースがあつたとしても「他門」の人々もそれは間違いだと考えてほしい。またもし、この三人の「判」を得たい場合には直接、三人が主催する連に要請してほしい。なお伝手がない場合には瀧門が仲介する。こうしたこと縷々述べたてるのは好ましいことではないが、様々な騙し事が氾濫する時代でもあり名前を勝手に使われることを防ぐべく、予め内密に知らせておきたいので記したまでである。

「狂歌堂」さて、上記の真顔の別号のうちの「狂歌堂」を継承したのが「秋津島人」こと肥後人吉城主相良志摩守頼徳（文政三（1820）年十月没、八十二歳）であることについては異論がない。彼の狂歌上の伝記については、『狂歌人物誌』（『江戸狂歌本選集』第15巻所収）の記述が詳細で、滝本千丈との関係にも言及しているから、以下に掲げておく。

秋津島人は肥後国人吉城主相良志摩守藤原頼徳の作

名也。頼徳は壱岐守長寛の二男にして兄政太郎義休病身なるが故に長寛是を廃し、寛政五年三月頼徳を嗣とす。同六年十一月従五位下に叙し志摩守に任す。柳間伺候たり。享和二年正月父を亡ひ、同年二月其遺跡を継く。性洒落にして風雅を好み、文化の頃世に行はれたる狂歌を嗜みて狂歌堂真顔の門に遊び、初名を纖月亭秋津島人と号し、後年真顔より狂歌堂の号をうけ継ぎ狂歌堂島人といふ。文政十年致仕、赤坂田町の下屋敷に隠居して明くれ斯道に遊び、纖月連といふを起して多くの門弟を取立、業のすぐれたる者には月の一字を許して判者とす。世に是を相良側月号免許の判者といふ。天保の頃は麻布なる滝本千丈が月並の会へも出席して当時の狂歌師とも交られしといふ。安政三年十月朔日没す。享年八十三歳、麻布開橋（元渋谷）長谷寺塔中大安寺に葬る。法号「寂涼院殿纖月雅遊居士」（369頁、読点は高橋一方、「四方」・「歌垣」号の継承者については定論をみない。まずは「歌垣」号についてである。

「歌垣」『狂歌人名辞書』は「四方歌垣真顔 二世歌垣綾麿」として「綾部の城主九鬼侯」を掲げ継承関係を

示し、「丹波綾部の城主、九鬼河内守隆度、真顔門人にして師より歌垣の號を譲られ判者となり芋環連に長たり、天保五年没す」と伝記的記述を加えている。しかし、九鬼隆度の没年は嘉永六(1853)年であるから、右の記述には混乱があると指摘せざるを得ない。

右の没年の錯誤に關係するのが、同じく「歌垣綾磨」を名乗つた「丹南藩主高木正剛」の存在である。

河内丹南藩第十代藩主高木主水正正剛(安永二(1773)年二月二十三日～天保五(1834)年七月五日)は、上野国小幡藩主松平忠福の次男で、幼名を勇次郎、初名を福親といつた。天明元(1781)年、九代藩主正直の死に臨んで養嗣子(正室は正直長女八重子)となり繼跡、同年六月二十一日に遺領を継いだ。寛政三(1791)年二月十八日、將軍家斉に謁見、同年十二月十六日に従五位下主水正に叙任、奏者番などを歴任し、文政九(1826)年十月九日、長男正明に家督を譲り致仕、右近将監と改め、常葉と号した。天保五(1834)年七月五日、六十二歳で死去した。法号は「良広院建養秀道常葉」。墓所は東京都杉並区永福の栖岸院(麹町から移転)にある。(『寛政重修諸家譜』『系図纂要』『三百藩藩主人名事典』三による)

)の綾磨の狂歌上の事蹟を考える上で参考になるのが、先の狂歌堂島人と瀧廻本千丈が撰者を務め天保五(1834)年にまとめられた『俳諧歌世継百首』である。

両人が撰者となつた俳諧歌の月次集には

『俳諧歌纖瀧後集』(丑・文政十一(1828)年)

『俳諧歌父母百首』(卯・天保二(1831)年)

『俳諧歌兄弟百首』(辰・天保三(1832)年)

『俳諧歌夫婦百首』(巳・天保四(1833)年)

『俳諧歌世継百首』(午・天保五(1834)年)

『俳諧歌季子百首』(未・天保六(1835)年)

『俳諧歌三都子百首』(申・天保七(1836)年)

『俳諧歌長名百首』(酉・天保八(1837)年)

『俳諧歌再会百首』(亥・天保十(1839)年)

があるが、これらの俳諧歌集の各巻の構成は概ね二人の撰となる毎月の兼題をめぐる作品部分と「追加混題」という表題を有する前月までの積み残し作品部分、そして開巻当日に持たれた「扇面画讃合」・「当座」の作品部分からなる。そのうちの「扇面画讃合」における撰者を多く務めたのが「歌垣綾磨」であった。

問題の『俳諧歌世継百首』の「五之巻」には天保五(1834)

年六月十二日に催された「扇面画讃合」が收められ、恒例の撰者である綾磨が急用のため参加できぬゆえに撰を翌月に延ばすことも考えたが、作品の滞留はもつたないので代わりに撰者を勤めたとする滝本千丈の詞書がある。そして、翌七月十二日の「扇面画讃合」を收載する「六之巻」には、同じ千丈が次のように詞書を記している。

歌垣の君あはたゝしき病にかゝりまして文月八日といふ日なき人の数にいらせ給ふ、よそのよにいめみし心地せられて、例の扇に拓奉らんもすへそなき、さればとて人々のよみこさる歌共、この扇とすたれん事の本意なくて、みつからこれに爪印しつゝ、送の花かけるかたへに書つく

瀧のもと千丈

蓮花うてなに君やるますかな舟まうけつも歌かきしため

(東京都立日比谷図書館蔵)

歌垣綾磨は七月八日（公式には五日）に没し、そのことが信じられないままに扇面合の「爪印」（撰歌）を代行した、というのである。

綾磨をめぐる同様の記述は回顧談の形をとった『俳諧

歌苧環集』（東北大学附属図書館狩野文庫蔵、安政三（1856年）の凡例に見え、そこには、本集初編の編者であつた「歌垣綾磨」は天保五（1834）年六月までの取重を務めたが、没したため七月以後は交代した、という記述がある。そして、巻頭には綾垣の手からなる天保四（1833）年の自序文が收められてすらいるのである。

あわせて、前掲俳諧歌集群の初期に属する文政十一（1828）年の『俳諧歌纏瀧後集』「巻之三」（架蔵）にあつて綾磨は「常葉歌垣綾磨」として登場する。この「歌垣」号の上に冠された「常葉」こそが、天保五年七月五日に没した高木正剛の「良広院建譽秀道常葉」という法名に盛り込まれた「常葉」なのである。

以上から知られる」とく、嘉永六（1853）年に没した「歌垣綾磨」九鬼隆度に先立つて別に「歌垣綾磨」が存在し、その高木正剛に比定されるべき綾磨は天保五（1834）年六月から七月にかけて亡くなつていたのである。

以上から、「狂歌人名辞書」の二世歌垣綾磨は高木正剛と訂正すべきであり、同様にして菅竹浦『近世狂歌史』も修正されるべきなのである。

こうした錯雜が長期にわたつて修正されなかつたの

は、「莘環連」として安政期以後まで続く「歌垣綾麿」系統の俳諧歌のグループが大名狂歌人である高木から同じく大名作者である九鬼へと暗黙裏に継承・維持され、連の公開性が希薄であつたことに起因すると考えるが、その淵源は言うまでもなく、真顔生前における別号の継承自体の密室性にあつたと見られる。その点は天保期の狂歌界の意義を考える上での要諦とも見えるから今後、更なる検証が必要であろう。

ともあれ真顔没後間もない頃の「歌垣綾麿」は高木正剛であり、彼は「一日庵」の狂号（『四方廻巴流』文政十一（1828）年刊）に加え、「歌垣」の別号を継承・獲得していたのであつた。

「四方」さて、上記の「歌垣」号にも増して問題となるのが「四方」号の繼承者である。

蜀山人から真顔へと引き継がれた「四方」の号を継受した人物を、『狂歌人名辞書』は「四方真門」こと「梅の門真門」「長門長府の藩主毛利元義」とする。ところが、真顔死没直後の前掲の二枚の「廣告」は真門に四方号を冠することをせず、「名順」も真門を「君」の敬称を加えた狂歌号「梅廻門君」で掲載し、それに併置する形で「四

方杜住君」を掲げる。真顔直近の「四方」号使用者は「真門」ではないのである。

加えて、真顔生前の文政十一（1828）年の『俳諧歌綾瀧後集』に登場する「四方」号の使用者は「四方杜住」であり、同年三月の序を有する『四方廻巴流』における「杜住」の狂歌号は「烏庵」であつた。

「四方」号は真顔の晩年に「烏庵杜住」が継承していいたと結論せざるをえないのである。

その「烏庵杜住」の人物像を知る手立てはほとんどなく、わずかに浅草庵等撰『狂歌人物誌』（武庫川女子大学蔵）の肖像画に付け加えられた次の記述が参考になるに留まる。

この君なべての伎芸学ばざるはなく、ことに書画に長し、また焼画に妙を得給ひ、其芳名高し、桃石斎

と号し如蘭と称し給ふ、狂歌は神田庵の門人なりこの「焼画（絵）」で有名であり、「桃石斎」・「如蘭」の号を持つ人物こそが「四方」号の先行繼承者「烏庵杜住」であり、該当するのは「桃石院如蘭鉄筆大居士」の法号で群馬県伊勢崎市天増寺に眠る近江山上領主「稻垣摶津守定淳」である。

稻垣定淳(宝暦十一(1762)年六月十一日～天保三(1832))

さだあつ

年十一月八日)は、近江山上藩一万三千石、稻垣家の第五代当主で、第四代稻垣定計の長男。幼名を藤五郎といい、安永八(1779)年六月十五日に将軍家治に謁見、天明元年(1781)に十二月に従五位下、若狭守に叙任され、寛政四(1792)十一月二十日に父の隠居に後を継いだが、文政六(1823)年九月五日、長男定成に家督を譲り隠居し、天保二(1832)年十一月八日に七十一歳で死去した。

墓所は叙上の天増寺。(『寛政重修諸家譜』、『三百藩藩主人名事典』三による)

彼が文化五(1808)年正月二十八日から文政四(1821)年十一月二十八日まで大坂城京橋口定番を勤めたことが確認できるから、隠居はその任を終えて程なくのことといえよう。法号内に「焼絵」に使用するコテを象徴する「鉄筆」を盛り込むほどであるから、隠居後の技芸生活の中には「焼絵」があつたのであろう。それに四方側における正統判者の称号たる「四方」号が付け加わっていたのである。

このような杜住の人物像を念頭に置くと、天保二(1831)年の『俳諧歌父母百首』卷之一において「扇面画讃合」

の撰者をつとめ「」としもかはらす多芸のもの月次扇合の判者の座にをれり」と記したこと、さうには没年の天保三(1832)年五月十六日の『俳諧歌兄弟百首』卷之四の「扇面画讃合」でも撰者となつていたことが、大名狂歌人の偶然の参加ではなく、四方側の正統判者としての恒常的な行為であつたことが首肯されるのである。彼は歌垣綾麿同様に晩年ぎりぎりまで四方側の判者・撰者を勤め上げていたのであつた。

以上、月次俳諧歌集を中心とした資料に基づいて三人の別号繼承者について考証を行つてきたが、もう一つ見逃すことのできない資料がある。それは、同時代の四方側の判者である錢屋金埒が記した真顔の肖像軸の裏書きである。

別号繼承者を列挙する資料 先に紹介した南会津の異郷判者「百中亭答高」のもとには彼が金埒に制作を依頼して入手した真顔の肖像画軸(宮脇有景画)『伊南村史』第一巻、通史編870頁)があり、そこには「狂歌堂島人」「四方杜住」「歌垣綾麿」の墨筆がある。それをめぐつて金埒は次のように記していた。

肥前人吉城主

相良志摩守殿

狂歌堂秋津島人侯

近江犬上郡山上城主

稻垣摠津守殿

四方鳥庵杜住侯

河内丹南領主

高木主水正殿

常葉歌垣綾磨侯

古師翁之詠詞天保元庚寅年十二月十五日

右三侯御染筆

東都好岸 錢屋金埒畫印

肖像軸は真顔の生前に筈高が作成を依頼したものであり、本来は真顔自身の画讃が付せらうことになつていて。ところが、依頼を受けた絵師の怠慢から作成が遅延し、真顔存命中には完成しなかつた。結局、絵が出来上がり真顔の画讃に替えて別号保持者三人の揮毫（真顔の作品の書写）が添えられたのは、『香花集』がまとめられたのと同時期の天保元（1830）年十一月十五日のことであつた。「付書」作成の翌月のことである。

肖像軸をめぐるいきさつを軸裏や書翰に記したのが反

森羅亭の「錢屋金埒（二世）」なのであり、軸裏に金埒によつて実名を註記されたのが「名順」の中心をなす先の別号保持者三人なのである。先に行つた人名考証をもう一方で支えるのが、この金埒の証言なのである。奇しくも金埒が仲介し作成した真顔肖像軸の権威世界と「名順」の権威の体系とは、真顔の別号を特筆する点において一致するのである。

小括 —— 「名順」の主張する秩序 ——

さて、話を「名順」と二枚の広告の記載にもどし整理しておこう。

「名順」は冒頭に「故翁別号遺跡判者」という項目を立て、上記三人を重視する姿勢を先鋭にし、さらにそれを附則で再確認した。この「名順」の姿勢に好対照を見せたのが、「六月広告」さらには「十月広告」であり、両広告が敬意を払うべき人物として冒頭に掲げたのは、三人の別号繼承者ではなく、以下の五人であつた。

柳桜亭花也君・狂歌堂島人君・梅廻門真門君・桃垣三千春君・蓬萊館雛長君

「柳桜亭花也」（毛利斉元、長州藩主、寛政六（1794）

（天保七（1836）、「狂歌堂島人」（『狂歌人物誌』『江戸狂歌本選集』第15巻369頁参照）、「梅廻門真門」（同書354頁参考））は周知の大名である。そして、実名は不詳ではあるが表記からみて「桃垣三千春」「蓬萊館雛長」も大名身分を有する狂歌人である。一枚の広告は五人の大名身分・准大名身分を背負つた狂歌人を連の構成員の序列の上位に据えるのである。身分を基底に据えた序列構成を行つたのである。この姿勢は三人の大名を配置する「名順」と共通するものである。やはり判者としての経歴とは別のところで構成員の序列を設定したのである。

しかし、真顔との関係性すなわち三つの別号に優先権を与える「名順」と専ら身分制的な権威に依拠した「廣告」との位相の差に注目すべきであろう。両者には、いわゆる名分論的な懸隔が存在するのである。その名分重視のもとに自派の優越を主張しようとする「名順」の意図がどこにあるのか、他の記述を加えて斟酌する必要があるのである。

八 「名順」の郭外註記(1)

自派の四方側における正統性をめぐる意図的な説明を

明記する「付書」ばかりではなく名録にすぎない「名順」のうちにも滝本千丈が正統・嫡流意識を表明する部分があるから、それも見ておこう。

まずは標題の「正統瀧門」なる語である。「瀧門」とは言うまでもなく「滝本（瀑布下）千丈」の一門を指し、その流れが四方側における「正統」を継承したと主張するのである。また、名簿内の系統区分には「故四方正流瀧門」と、より直接的な表現も見える。

こうした正統意識に支えられるのが、「名順」作成の緯に触れる郭外の註記である。

左 万一連名に落たるは名前繁多にて、張出の節、洩たる成へし、さる輩は免状の承月つはらに言越給へ、故翁生前加入の分、判者・都講は不洩様書加へ申度候事

故翁垣内異郷都講百二十四輩、斎長三十一人、連名異之。判者・都講追々加入の分、毎春改判右郭外の註記の立脚点は、森羅亭が「旧例」と称した「張り出し」同様に、詠初会時の名簿の「張出」が基準となり連の構成員たることや判者あるいは都講としての序列が可視化されるというものである。その立場から「名

順」の遺漏を「免状の承月」認可の時点を基準に補訂したいと宣言し、真顔生前の判者・都講の構成を再確認したいとする。

ちなみに、ここに見える「免状」の実例は次のようなものである。

鹿東廠? (印) 判者免状

俳諧歌多年御修行之処、漸熟被致候ニ付、今般差加判者之列畢、然上は以来、同好之士任懇望、批判添削可有之候、但、為宗風雅、聊も無偏頗之意、倣歴代名匠之体、善戯謔不為虐、守當流之風調、而猥難

鄙俚之落書体は努力不可有合点者也 仍免状如件

台賜宗匠 (印)

文政十二丑年四月

四方歌垣

俳諧歌場 紀之真顔 (印)

百中亭答高兄

(『伊南村史』第三卷、資料編一近世 827頁、修正加古高橋)

やはり「百中亭答高」の子孫である大宅氏の元に保存

されていたもので、真顔が亡くなる二ヶ月前の文政十二(1829)年四月に作成された「判者免状」である。繰り返

しになるが、この免状の発給に関わったのは「秋長堂物築」「銭屋金持」であり、そのことが「名順」作成の経緯を考える糸口となる。また、「六月広告」の成立にも陰に陽に影響していたのである。

というのも、「名順」は「異郷判者」の末尾にこの百中亭を掲載する。「付書」が記したように、「名順」は文政十二年正月時点の四方側の人的構成の再現を目指して作成されたものであった。しかしそこに百中亭が掲載されたのである。

一方、文政十三年正月の「張り出し」をもとに作成したと見られる「六月広告」は、前年に四方側の異郷判者に列した百中亭の名を欠いた。あるべきところにないものである。

非掲載でもやむをえない「名順」に名が見え、掲載されるべき「六月広告」に名がない。この背反した事態となつたことの理由の後者については先に縷々述べたから繰り返さないが、前者については、以下のように考えられる。

「名順」は文政十二(1829)年の「張出」の忠実なコピーではなく、後の手が加わっているのである。その補訂

の時期は百中亭の例からして同年四月を遡る」とはない。

他方、上述のように真顔生前に「張出」が慣例化して

おり、正統性を重んずる滝門はその慣習を踏襲し、それを裏付けるように、註記も「毎春改判」を強調している。

したがつて、文政十三(1830)年の詠初会においても引き

続いて「張出」が行われ、その内容は前年のものに新規の判者を加えるといった体裁をとつたはずであるが、「名順」には百中亭以後の更新事項が見えない。「名順」は文政十三年の「張出」の直近の四方側の状況を反映するものなのである。

なお、「名順」に見える「義故判者」なるものの実態について附言しておく。

やはり百中亭の子孫の元には、天保五(1834)年五月に「(常葉)歌垣綾磨」が発給した芋環連の「義故判者」であることを証明する「証章」がある。次のようなものである。

従来以故俳諧歌場真顔翁之徒弟而歌情四方風調、故曩時免許判者顯聞海内、爾後欲問道於余、余雖不敏任其請遂加入於芋環垣内義故判者畢者、証章如件

天保五歳次

甲午夏五月佳辰

百中亭大人案下

いまゆづるわが芋環の門とめてむかしお今のゝとも

(前掲書828頁)

「名順」が「故翁別号遺跡判者」としたあの高木正剛「常葉歌垣綾麻呂」がひきいる「芋環連」と百中亭は「義故判者」の関係を結んだのである。綾麻呂が没する二ヶ月前のことである。

)こに見える「義故判者」なる語は「名順」や「付書」が重視する呼称であり、自立した判者と有力判者との縁故確認の呼称である。百中亭と歌垣綾磨の関係は真顔肖像軸に揮毫を得るといった形式的なものから系列関係の構築へと深化させていたのである。

以上のように「名順」における四方側構成員をめぐる吟味の一端を垣間見ることができるのであるが、対する森羅亭の動静についても附言しておく。その材料となるのが『俳諧歌風調百首』である。

本撰集は、文政十三年二月から十月(閏月を含む)までの十回の月次会の成果を森羅亭がまとめたものであり、

歌垣綾麻呂

歌垣

綾麻呂 (印)

架蔵本はそのうちの巻一～五、九、十の六冊である。その巻一を見ると、そこには新造の俳諧歌場で記したとする序文があるなど森羅亭の四方側繼承の意気込みを反映するものである。そして本撰集には『香花集』に収まる多くの狂歌人の作品が掲載されている。一方、ここには「名順」に関わる狂歌人がほとんど登場しない。

二月以降の月次会の披講が新設の俳諧歌場で催され、そこに「名順」関係者が加わっていないのであるから、詠初会の顔ぶれも推して知るべしである。とすると、四方側の文政十三年の詠初会は二箇所で別々に開かれたことになるのである。

二 「名順」の郭外註記⁽²⁾

さて、正統性を振りかざす「名順」の戦略的側面がより明瞭に現れるのが、左郭外の「異郷都講」をめぐる

故翁垣内異郷都講百二十四輩、斎長三十人、連名異之。判者都講追々加入の分、毎春改判

という記載である。ここに「連名」を異にするとされる

「異郷都講百二十四輩」や「斎長三十人」を「名順」が記す都講数である⁵⁹（最大数、必ずしも異郷都講に限

らない）や「六月広告」の227、「十月広告」の230といった数値を用いて説明することは難しい。真顔生前の都講の総数や真顔没後に森羅亭が認可した異郷都講数などが不明であるからである。また、「斎長」なるものが都講のうちの幹事的な存在である「執事都講」を指すか否かについても不明瞭である。

しかしながら、はつきりしているのは「名順」が記載した狂歌人名はもちろんのこと、註記の二つの員数も文政十三年初に確認された四方側（旧四方側）の二つの対立する勢力の構成を反映したものであるということである。

「名順」の百二十四と三十一という具体的な数値は、「四方側同盟」・「正統瀧門」の構成員以外の「故俳諧歌場」真顔の系列に属する都講を指し、その大半は森羅亭に親和的な都講が占める。「名順」はこうした都講らに対しても「連名を異にする」という峻別の論理をちらつかせる。そしてさらには「追々加入」の語を用いて、彼らの今後の出處進退を問う。

四方側の人的な構成面での変化や連の将来に言及した「名順」を承ける形で「付書」が作成され、それは露骨

な正統性・嫡系性を振りかざし真顔没後の混乱に拍車をかける内容を備えていた。

この真顔没後の四方側の変質のみならず将来にも言及する両文書は等しく「名順」非記載の都講らに自派滝門との関係性を明確化することを求めた。ここに連なる局面は翌天保一二(1831)年の詠初会である。そこでは当然「張出」が挙行されるのである。

森羅亭を憤慨させた「雑説」が発せられたのは、『三題集』がまとめられ発送された文政十二(1829)年後半から翌十三年始めの時期、広く採れば同年四月以前の時期においてであった。まさにそれは滝本千丈が「名順」を作成した時期と重なる。

続く「六月広告」作成の段階で神経質な対応を見せた森羅亭は、遅延した一周忌追悼会を開催すべく挙げた拳を一旦収めて「十月広告」を作成し、追悼会の開催にこぎつける。そして『香花集』の完成。その直後に千丈は「付書」を作成し、滝門の四方側における正統性をふたたび主張した。

こうした流れの中で「名順」「付書」を見直すと、それらが共に四方連の再編成劇の重大な局面を狙つて発せられた。この流れの中でも「名順」「付書」を見直すと、それが共に四方連の再編成劇の重大な局面を狙つて発せられたことでも知られる。彼の狂歌号・名は「越天庵雪人」といい、後には「白翁」を好んで用いた。上記のように四方側の多くの判者と懇意であり、真顔との関係も單に

れていることがわかる。「雑説」の語に象徴される四方側分断の震源となつたのが「名順」である可能性は否定できないのである。そして、「付書」は四方側の今後に向けた判者・都講の取り込みすなわち多数派工作を目的にしたものと意義付けられるのである。

ホ 越天庵雪人

なお、現在までのところ、「名順」の所蔵が確認されるのは、新潟県見附市釈迦塚の浅野家（栃木県栃木市に転居）のみである。この浅野家が「名順」の作成と深く関わったことを窺わせる箇所が「名順」内に存在するから、以下そのことについて触れたい。

「名順」の同時代的な所蔵者は浅野儀右衛門（天明元(1781)～文久元(1861)）である。広島浅野家の流れをくむ浅野家は幕初以来の釈迦塚の名主であり、その九代当主儀右衛門は江戸で多くの知己を得た狂歌人である。越後にあつても多くの文化人と交わり喜多川歌麿が逗留したことでも知られる。彼の狂歌号・名は「越天庵雪人」

判者資格を得るにとどまらず、真顔が好んで用いた文机を寄贈されるほどであった。

そうした関係を具体的に示すのが、浅野家が保存する総数約五百枚の「狂歌短冊」である。それらの短冊の多くには詞書があり、その中に真顔と越天庵との特別な関係を読み取ることが可能なものがある。また滝本千丈との親密さを伺わせる短冊も存在する。そればかりではなく、真顔の百力日の法要や七回忌、二十三回忌を営んだことの証左となる詞書も存在する。越天庵の四方側へのパトロン行為を短冊内から読み取ることができるのである。

「名順」はその越天庵を中位の「異郷判者」として記した上で「故四方側正流瀧門義故判者」の一人と位置付け「釈迦塚 越天庵雪人」と記す。のみならず、本名簿の作成者である滝本千丈の配下の都講達を掲載した「瀧門都講之部」に引き続いて「釈迦塚越天庵取立」なる項を立て、越後の二人の「都講」名を掲載する。「長岡 越嶺庵重雪」「南新保 陸花亭真雪」である。

この種の記述は他には見えず、越天庵と瀧門との「義故」関係が尋常のものでなかつたことを窺わせる。もち

ろん「名順」が他にほんと残存せず越天庵の元に存在したこと自体がそうした推測を裏打ちするものである。安易な想像は慎むべきであるが、越天庵は自連の構成員を名簿内に特記するような裁量権を許されるような貢献を瀧門ならびに真顔に行つていたとみられるのである。

へ 真顔の「位牌」

そうした四方側總体への広義のパトロン行為を象徴する最大のものが越天庵の菩提寺堂内に残つっていた「俳諧歌場寿誉福阿真顔居士」の「位牌」である。(前掲淺原論文参照)

真顔晩年の居所を滝本千丈が提供していたことは先に触れたが、没後の諸事についても千丈の関与が想定される。小石川極楽水光圓寺への遺体の埋葬や位牌の作成などに千丈とその周辺が無関係であつたとは考えにくい。もちろん「俳諧歌場」の額や印譜類のような重要物が森羅亭のもとに移動したのであるから、森羅亭周辺との綱引きがあつたことも考えられよう。そうしたなかで真顔百力日の法要に越天庵が関わつた。そして、その彼の元に真顔の位牌が存在し、後の複数時点の法事に関与して

いるのである。

なのであるから、位牌の作成料を越天庵が提供した可能性なども排除できない。いづれにせよ、越天庵の住む越後釈迦塚に真顔の位牌が存在する事実は越天庵の四方側、瀧門との特殊な関係を象徴するのである。

5 『俳諧歌纏瀧後集』と『俳諧歌父母百首』

——四方側「正統」の誇示——

イ『俳諧歌纏瀧後集』——真顔死没前後の秩序——

前掲の『俳諧歌纏瀧後集』は「狂歌堂嶋人」「瀑布下（滝本）千」が撰者を務めた狂歌の月次撰集であり、「国書総目録」「狂歌書目集成」に未掲載の板本である。架蔵本はその巻三・五・六の三冊であり、判者・歌題（カツコ内）を中心とした構成の概略は以下である。

■三之巻 瀑布下千（春月・帰雁・躊躇・野遊・三

月望・三月分追加混題）

狂歌堂嶋人（更衣・卯花・相思・赤・柏・
三月分追加混題）

俳諧歌場真顔（扇面画讃合）

丑四月十六日披講両評合五首點べ甲乙同点着倒順
■五之巻 瀑布下千（瞿麦・夕顔・鵜河・夕立・夏
月・前々月已来追加混題）

狂歌堂嶋人（氷室・夏祓・遠恋・黒・杉・
前々月已来追加混題）

丑六月十六日披講両評合五首點べ甲乙同点着到順

■六之巻 狂歌堂嶋人（立秋・早秋露・七夕舟・七夕

別・初萩・初会已来追加混題）

瀑布下千（愛萩・露深・近恋・鏡・人・
初会已来追加混題追加）

四方杜住（扇面画讃合）

歌垣綾磨（扇面画讃合）

丑七月十六日披講両評合五首點べ甲乙同点着到順
成績表である「甲乙録」が明記するように本撰集のもとになった月次会の披講日は十六日であり、「丑」年すなわち文政十二（1829）年の成果が毎月各一冊、計十冊にまとめられている。事前に示された毎月の「兼題」をめぐる評点と撰評に洩れた作品（期日に間に合わなかつた作品）への評点が「追加混題」として末尾に併載され、「当座」として催された「扇面画讃合」の成果も盛り込まれ

て いる。

この『俳諧歌纏瀧後集』が狂歌堂島人と瀧本千丈とが共同主催したものであることは題名に「一人の「纏月」「瀧本」という狂歌号の頭文字を含むことからも明かであり、両者の協業が四方側の限られた陣容を対象として行われたことは甲乙録が掲載する狂歌人名から判明する。その陣容が「名順」に連なつてゆくことを示唆するのが、真顔没後一ヶ月の月次会の成果を記す「六之巻」である。再論になるが、その「扇面画讃合」の撰者を四方杜住・常葉歌垣・綾磨が務め、狂歌堂島人ともども別号保持者三人がこの巻に勢揃いするのである。

そして、真顔その人である。刊年の「丑」年は彼の没年にあたり、没する前々月の四月に真顔は「扇面画讃合」の撰者を務めていた。まさに「名順」における別号保持者を筆頭とする「連」の秩序を担保するかの「ごとく」真顔は「扇面画讃合」の撰者の任を果たしていたのである。その意味で、『俳諧歌纏瀧後集』は真顔没後の四方側の動向を予測させる撰集なのであった。

口 『俳諧歌父母百首』——「歌垣」の秩序——

同様にして、四方側における正統論の震源となつた島人・千丈が真顔没後に自勢力の正統論を可視化する撰集として結実化させたのが『俳諧歌父母百首』である。

『俳諧歌父母百首』は、一般には真顔の撰にかかる文化十三(1816)年刊の三冊の板本を指す。それは「古人の俳諧歌を挙て次に当時名高き読人の秀詠を点数をもて甲乙をしらしむ」(「北林堂藏板書目」)ことを趣旨とした撰集で、古歌と俳諧歌との融合を図り、狂歌合(俳諧歌合)における採点基準を示したものである。

ところが、このよく知られた刊本の他にもう一種、同名の撰集がある。従来着目されていなかつた天保二(1831)年刊の同名板本である。

その天保の『俳諧歌父母百首』にあつては瀧本千丈・狂歌堂島人が撰者を務め、「序」も千丈が記した。架蔵本はその第一巻にあたり、「名順」が「故四方側正流瀧門義故判者」と認めた「信州式部 真糸庵房得」の旧蔵本である。

さて、本撰集をまとめた理由を千丈は、真顔の『俳諧歌父母百首』を再評価・再確認するためと記し、「我が道の親」(真顔)への追慕の念を強調する。その一方で低評

価を加えるのが、一過性の関係と論じる「兄弟」関係である。言うまでもなく、「兄弟」の語が暗示するのは森羅亭をはじめとした旧四方側の同輩「判者」たちである。その挑発的な序文が主眼とするところは、次のような現状である。

故俳諧歌場遺風の吟咏、月々集会怠りなく、狂歌堂

- ・四方・歌垣、遺跡の三君月々出席又かくる事なし
（『俳諧歌父母百首序』）

四方側「俳諧歌」の運動が連綿として続いていること、その証が「遺跡」を継いだ三人の「判者」の自連月次会への恒常的な参加なのだ、と言うのである。

『俳諧歌父母百首』を見ると、実際に彼ら三人は「扇面画贊合」の撰者を務めており、例えば「四方杜住」（稻垣定淳）は自作の詞書に「ことしもかはらず多花のももの月次扇合の判者の座にをれり」と恒常的な参加・閲与を記す。まさに先に触れた『俳諧歌纖瀧後集』と同じ構造が『俳諧歌父母百首』において展開するのである。

ところで、本巻末尾の「卯二月十六日披講両評合五首

点^マ・甲乙同点着倒順」という甲乙録に名を連ねる狂歌人名を一瞥して気が付くのは、「名順」非掲載で二広告に登

場した森羅亭に近いとも考えられる有力判者「捲眺亭富佐子」の参加であり、四方側を代表する判者である秋長堂物築も同様に作品を寄せ、一般的の作者とともに撰評を受けている。ただし、彼らのような四方側の有力判者の参加は限定的であり、分裂の余波は続いているというのが実状である。

他方、旧世代のいざこざとは異なる新次元の動向も『俳諧歌父母百首』から読み取ることができる。この時期までの俳諧歌撰集には稀な「羽天童哥垣文歌堂貞名富」「堅葉歌垣水簾館千瀧君」「羽高畠歌垣山雲亭歌沙麿」のようないくつかの地域名を冠した「歌垣」号を有する人物が登場し活躍し始めるのである。この新潮流は「名順」が「故四方正流義故判者」「瀧門判者之部」の項目に名を連ねる判者が居住する地域の狂歌人名が多く掲載される事態に連続する。その概数を国別にまとめると、次のようになる。

江戸 52	・	出羽 43	・	信濃 30	・	越後 22	・	陸奥 6
筑前 4	・	相模 2	・	三河 2	・	長州 2	・	上総 1
下野 1	・	近江 1	・	石見 1				

例えば「上田」をはじめとした信濃、「米沢」「高畠」「天童」に代表される出羽、「長岡」を中心とした越後の狂歌

人名が目白押しなのである。そのなかには「越駄迎塚越天庵雪人」の名が見え、「信州式部真糸庵房得」の名も見える。

これ以後、「何々歌垣」という別号を称する地域判者が生まれ、彼らが複数の地域「連」の統括者のような地位を占めるようになることや、この年七月に没する森羅亭の「俳諧歌場」という別号が「歌垣」同様に地域の代表者ないしは狂歌合の会場を指す普通名詞のようになつてゆくことを勘案すると、滝門が提起した四方側トップの別号をめぐる議論は、単なる本家争いの次元から地域の狂歌界の秩序化・階層化の場面へと主たる展開の場を移していつたと見られる。

『俳諧歌父母百首』における地域的な偏りや地域の特定判者周辺の狂歌人の作品の集中的な掲載は、四方側分裂による縮小再生産の典型的な局面ではあるものの、他方では地域の判者のもとで新規に開拓された狂歌人が再編成されていつた事態を示唆するのである。

おわりに

真顔の一周期忌追悼会を端緒とした四方側の再編劇は、滝本千丈らが森羅亭萬象と袂を分かつ形で進行したが、そのきざしは真顔最晩年の滝本千丈宅への寄寓時に遡る。千丈と行動を共にした狂歌堂島人らは「正統」を標榜しつつ、真顔以後を準備していた。一方、森羅亭の側も「俳諧歌場」の「正統」的な継承を自認していた。

その二つの勢力は真顔一周忌を記念する『香花集』の編纂をめぐつて対立の火花を散らした。「六月広告」・「七月広告」・「名順」がそれぞれに掲載する狂歌人名はその両勢力が対峙する局面を反映するものであった。

結局、真顔の追悼会は森羅亭の側が旧四方側に属した有力「判者」の多くを除外して開催し、その成果が『俳諧歌追福香花集』となつた。そして、それにあわせて「俳諧歌」を冠した狂歌撰集を鋭意生みだしていた。その典型例が先に触れた『俳諧歌風調百首』であった。一方の滝本千丈を中心とした勢力も「正統」を意識した撰集作りに精を出し、新規の狂歌人を獲得し再生産していくた。

十九世紀の狂歌界は文政末期まで地域や享受層の拡大という拡張路線を辿っていた。ところが巨大化した「連」の内には別号や宗匠号の有無や判者の任命権その他の特

殊事情が生まれていた。そしてそれは真顔の死の事態を

迎えて新たな段階へと推移した。巨大「連」のうちに抱えた勢力争いの火種は一時に顯在化し、組織分裂へと向かつていった。

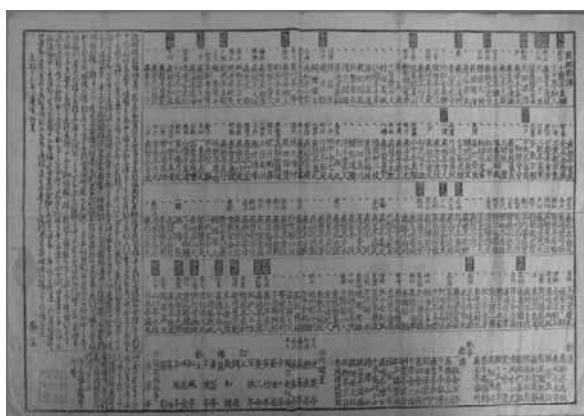
世代交代を背景とした離合集散は狂歌文化の衰退期を象徴する縮小再生産の過程のようにも見えそ�である。しかし一方では新たな狂歌人の発掘とともになう狂歌人口

の拡大と再編成の劇が同時進行していた。

幕末から明治期に向かう政治の時代にあつても狂歌を嗜む人口に大きな変化があつたようには見えない。そうした狂歌界の実像については研究者の関心も低く、未解明な部分が多い。史料の確保を含め、さらなる研究の糸口を模索する必要があるう。



「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」表



「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」裏

【翻刻】

翻刻に際しては、「故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集」（本論における「六月広告」）・「故俳諧歌場真顔居士追福香花集」（同「十月広告」）の原態（両面摺）を忠実に再現することを目指したが、比較の便を考え、対応箇所の先頭部分が揃うように翻字した。そのため、表記分

量が少ない箇所の後半に空白が生まれている。同じ理由で、名簿部分に多くの空白が生じている。

翻字に際しては、通行字体を用いると共に、読みやすさに配慮して適宜、読点を施している。（ただし使用法に区別があると見られる萬・万については例外とした。）紙幅の関係上、名録の箇所（37～49頁）は段組を二倍にした。

『故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集』

文政十三（一八三〇）年四月（福島県個人蔵）

故俳諧歌場真顔居士一周忌追福香花集
兼題

（才モテ）

蓮 不及入花
五月廿日上切六月五日
花王田於俳諧歌場披講

兼俳諧歌場

森羅亭大宗匠

撰

弥生庵宗匠
秋長堂宗匠

『故俳諧歌場真顔居士追福香花集』

文政十三（一八三〇）年八月（長野県個人蔵）

故俳諧歌場真顔居士追福香花集
兼題

（才モテ）

蓮 不及入花
九月十五日上切十月六日
新橋加賀町於梅松樓上披講

俳諧歌場

森羅亭宗匠

弥生庵宗匠
撰

右者一評再考合評廿五点上、上梓致表紙付集冊御出詠の衆へ呈上、且当日龜末之齊非時進上仕候、午刻より御出席可被下候、已上」

世に十月の小六月とか申し候得ば、開巻之日限と相定候、出点之甲乙は是有るべく候へど、御手向之義に候へば、御題御雅名不洩様出版之存寄に御座候、且取急年内に集冊呈上仕度候故、右之御含にて可相成丈未出詠之方は早々御投吟可有之様奉希請候、已上」

柳桜亭花也君

狂歌堂島人君

梅廻門真門君

桃垣三千春君

蓬萊館雛長君

柳桜亭花也君

狂歌堂島人君

梅廻門真門君

桃垣三千春君

蓬萊館雛長君

倦眺亭富佐子君

卷染群子君

倦眺亭富佐子君

紅翠亭群子君

荒木田二位殿

○

倦眺亭富佐子君

○

蓬萊館雛長君

○

卷染群子君

○

倦眺亭富佐子君

○

紅翠亭群子君

蓬萊館雛長君

○

倦眺亭富佐子君</

俳諧歌場同盟判者



森羅亭萬象
弥生庵雛丸

秋長堂物築
合歛木園水枝

愚連堂四
守信亭於古足

萬扇堂全交
愛亭方住
錢屋金埒
松風亭空寢
桃亭柿人
咲花堂松俊
南方垣真風
寿室諸実
少々居於免門
与鳳亭枝成
清連舎隅成

俳諧歌場同盟判者



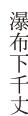
森羅亭萬象
弥生庵雛丸

金谷園真広
萬々斎真長

年垣真春
此花園磯名

萬扇堂全交

萬扇堂全交
愛亭方住
錢屋金埒
松風亭空寢
桃亭柿人
咲花堂松俊
南方垣真風
寿室諸実
少々居於免門
与鳳亭枝成
清連舎隅成



瀑布下千丈
空満屋真枝

篠垣真葛
金谷園真広

萬々斎真長
年垣真春

教和楼睦実
竹芝園糸頼

鐵廬屋大門

菊廬屋真恵美」（1段目）

菊廬屋真恵美」（1段目）
狂月亭真晴
美和垣真樽
月下亭音高
巴未亭目積
愉佚斎石綱
豊洲館真邦
吳竹亭真直
巴未亭目積
美和垣真樽
月下亭音高
巴未亭目積
巴未亭目積
豊洲館真邦
吳竹亭真直
岳廬屋道足
常葉舍光貞

空満屋真枝

篠垣真葛
金谷園真広

萬々斎真長
年垣真春

教和楼睦実
竹芝園糸頼

鐵廬屋大門

菊廬屋真恵美」（1段目）

菊廬屋真恵美」（1段目）
狂月亭真晴
美和垣真樽
月下亭音高
巴未亭目積
愉佚斎石綱
豊洲館真邦
吳竹亭真直
巴未亭目積
美和垣真樽
月下亭音高
巴未亭目積
巴未亭目積
豊洲館真邦
吳竹亭真直
岳廬屋道足
常葉舍光貞

生花齋照道

靜舍真國

萬巴亭浜主

發三舍真豐

七珍舍万宝

五葉舍案人

春秋菴永女

秋花亭真菊

萬松亭年長

萬龜亭申良

森翠亭大枝

百林亭真杉

四方澗水

桑弓亭數高

森富亭滿葉

萬流亭清規

半月樓長風

飛泉亭千員

八重成菴千本

一得齋種成

生花齋照道

鐘声舍明行

松室岳往

仰山亭万事馬

晏信亭數成

森直亭杉成

郊原亭一幹

百廻屋連來

南門舍真根久

萬松亭年長

萬龜亭申良

森翠亭大枝

百林亭真杉

四方澗水

桑弓亭數高

森富亭滿葉

萬流亭清規

半月樓長風

飛泉亭千員

八重成菴千本

一得齋種成

(一段目)

鐘声舍明行

松室岳往

仰山亭万事馬

晏信亭數成

森直亭杉成

郊原亭一幹

百廻屋連來

南門舍真根久

萬松亭年長

萬龜亭申良

森翠亭大枝

百林亭真杉

四方澗水

桑弓亭數高

森富亭滿葉

萬流亭清規

半月樓長風

飛泉亭千員

八重成菴千本

一得齋種成

五翠隱士(二)

鐘声舍明行

松室岳往

仰山亭万事馬

晏信亭數成

森直亭杉成

郊原亭一幹

百廻屋連來

南門舍真根久

萬松亭年長

萬龜亭申良

森翠亭大枝

百林亭真杉

四方澗水

桑弓亭數高

森富亭滿葉

萬流亭清規

半月樓長風

飛泉亭千員

八重成菴千本

一得齋種成

光一亭雛垣

桃花園雛垣

全准判者

春文舎鳴音

弓廻屋竹光

置春洞幸養

帶川館真金

全准判者

紫庵寿美礼

信濃片倉
佐渡相川
下総野田
全佐倉
全佐倉

依田亭川常
安瀬夏海
年麗舍春則
鶯入堂巳盛
鶯入堂巳盛

信濃片倉
佐渡相川
下総野田
全佐倉

依田亭川常
安瀬夏海
年麗舍春則
鶯入堂巳盛

全旧輩

和清軒伊丸

帶川館真金

置春洞幸養
帶川館真金
和清軒伊丸
鹿杖庵仲文

全異鄉判者

相模小田原 桃李園軽人

奥桑折 上水亭下見

摂津大阪 鶴廻屋平佐丸

信濃春日 芝菴朝早

駿河吉原 梧井室素顔

下毛高崎 元日窓松人

駿河府中 採選亭直吉

柏苑道雄 戲草庵歌雄

奥桑折 上水亭下見
摂津大阪 鶴廻屋平佐丸
信濃春日 芝菴朝早
駿河吉原 梧井室素顔
下毛高崎 元日窓松人
駿河府中 採選亭直吉

(2)

和清軒伊丸
鹿杖庵仲文
鶯入堂巳盛
鶯入堂巳盛

大坂 奥一ノ関 黄鳥亭大道
下毛田沼 赤頬亭大酒店
出羽新庄 檜廻屋真柴
下總左原 武歌亭杉盛
信濃牧布施 牧亭駒人
全神代 東仙堂歌丸
越後柿崎 丹練舎洪成
下総印西 華咲百合丸
上総富津 松緑館千代丸
駿府 檜廻屋和海

大坂 奥一ノ関 黄鳥亭大道
下毛田沼 赤頬亭大酒店
出羽新庄 檜廻屋真柴
下總左原 武歌亭杉盛
信濃牧布施 牧亭駒人
全神代 東仙堂歌丸
越後柿崎 丹練舎洪成
下総印西 華咲百合丸
上総富津 松緑館千代丸
駿府 檜廻屋和海

全 全 全

柏苑道雄
海堂弘道

全 駿河府中
柏苑道雄
海堂弘道

全 相川
柏苑道雄
硯向亭徒然

奥二本松	森路亭安遊民
甲斐市川	流霞亭真河
上総吉野	一耕斎忘春
信濃諷訪	蔓々舎金家
桑折	望耕樓見詰
奥会津	蓬萊亭安則
信濃村松	俳道堂厚房
全 鈴子	花美庵鈴成
出羽最上	悽雲堂央
越後积迦塚	越天菴雪人
上總吉野	耕余齋晦翁
出羽庄内	東鶴堂出羽住
肥前長崎	恒河舎真砂
全	五楊舎福富
三河吉田	杉園千善
全	湊居正純
桑折	洋々亭竹広
信濃祢津	樂魚亭水哉」
土筆菴保鳥	(3)

奥二本松	森路亭安遊民
甲斐市川	流霞亭真河
上総吉野	一耕斎忘春
信濃諷訪	蔓々舎金家
桑折	望耕樓見詰
奥会津	蓬萊亭安則
信濃村松	俳道堂厚房
全 鈴子	花美庵鈴成
出羽最上	悽雲堂央
越後积迦塚	越天菴雪人
上總吉野	耕余齋晦翁
出羽庄内	東鶴堂出羽住
肥前長崎	恒河舎真砂
全	五楊舎福富
三河吉田	杉園千善
全	湊居正純
桑折	洋々亭竹広
信濃祢津	樂魚亭水哉」
土筆菴保鳥	(3)

全 仁熊	富廻門真村
出羽高畑	山雲亭歌沙丸
奥白川	鹿角房折鶴
全	曙葦春彥
桑折	臨史軒薄墨
奥会津	蓬萊亭安則
信濃村松	俳道堂厚房
全 鈴子	花美庵鈴成
出羽最上	悽雲堂央
越後积迦塚	越天菴雪人
上總吉野	耕余齋晦翁
出羽庄内	東鶴堂出羽住
肥前長崎	恒河舎真砂
全	五楊舎福富
三河吉田	杉園千善
全	湊居正純
桑折	洋々亭竹広
信濃祢津	樂魚亭水哉」
土筆菴保鳥	(3)

全 仁熊	富廻門真村
出羽高畑	山雲亭歌沙丸
奥白川	鹿角房折鶴
全	曙葦春彥
桑折	臨史軒薄墨
全	春秋居清統
新莊	春秋居清統
新莊	成蹊舍繁樹
全	成升亭寿
常陸水戸	美斗歌垣葉並
全	貫四樓再葉
全	暘谷亭洲長
常陸水戸	吳竹園葉守
庄内	吳竹園葉守
尾張名古屋	一陽齋鬼影
常陸麻生	雅垣真和
近江大津	国字垣歌志久
秋廻屋諷々	国字垣歌志久
全	雅垣真和
常陸麻生	国字垣歌志久
近江大津	秋廻屋諷々
奥郡山	一山亭貢

奥岩城	竹林亭真酒躬
上総東金	秀作舎稲城
相模藤沢	森節亭里人
下総古河	森仰亭難歌免
相模磯辺	鶯歌亭年久
二本松	森喬亭伊逗民
奥梁川	森錦亭萬葉
信濃式戸	真糸菴房得
奥盛岡	森昌亭美乗
全	森集亭繁門
讃岐丸亀	雪廻屋森蔭
新庄	悠々館長記
全	曲肱亭寢顔
玉簫舎為長	讃岐丸亀
夕陽樓山入	寿樓愛鶴
全	三輪舍杉守
越後長岡	曲肱亭寢顔
越後今町	壽樓愛鶴
全	三輪舍杉守
奥手渡	玉簫舎為長
桜木園基頼	高畑
全伏黒	高畑

奥城	竹林亭真酒躬
上総東金	秀作舎稲城
相模藤沢	森節亭里人
下総古河	森仰亭難歌免
相模磯辺	鶯歌亭年久
二本松	森喬亭伊逗民
奥梁川	森錦亭萬葉
信濃式部	真糸菴房得
奥盛岡	森昌亭美乗
全	森集亭繁門
全	雪廻屋森蔭
全	悠々館長記
全	曲肱亭寢顔
全	讃岐丸亀
新庄	壽樓愛鶴
全	三輪舍杉守
越後長岡	曲肱亭寢顔
越後今町	壽樓愛鶴
全	三輪舍杉守
奥手渡	玉簫舎為長
桜木園基頼	高畑
全伏黒	高畑

信濃五加	耕月園貢
伊勢津	汀屋篠群
全	森田亭津々丸
越後高田	暮秋庵万籟
奥会津	森田亭津々丸
北陸堂真昼	暮秋庵万籟
大鯉堂清	百中亭筈高
星合亭真梶	北陸堂真昼
全	大鯉堂清
全	星合亭真梶
全	石見吉田
全	方円齋貞水
全	甲斐市川
全	感歌堂常道
全府中	三河国府
全	石見吉田
全	方円齋貞水
全	甲斐市川
全	感歌堂常道
全府中	得月樓丘守
全	得月樓丘守
全	永樂亭久磨
全	永樂亭久磨
武藏青梅	柳樹園芳文
信濃高呂	森顯亭加多知
信濃高呂	森顯亭加多知
高畑	森顯亭加多知
森秋園菊路」(2)	森秋園菊路」(2)

信濃五加	耕月園貢
伊勢津	汀屋篠群
全	森田亭津々丸
越後高田	暮秋庵万籟
北陸堂真昼	暮秋庵万籟
大鯉堂清	百中亭筈高
星合亭真梶	北陸堂真昼
全	大鯉堂清
全	石見吉田
全	方円齋貞水
全	甲斐市川
全	感歌堂常道
全	三河国府
全	石見吉田
全	方円齋貞水
全	甲斐市川
全	感歌堂常道
全府中	得月樓丘守
全	得月樓丘守
全	永樂亭久磨
全	永樂亭久磨
相模鎌倉	森霞亭綱彦
奥岡部	森草庵鎌取
全岡本	森石堂季義

異鄉都講

(ウラ)

大和新庄

千載亭真綱
丁々亭袖人

大和新庄

千載亭真綱
丁々亭袖人

駿河吉原

佳峯窓貞山
森春亭好文

駿河吉原

佳峯窓貞山
森春亭好文

、

、

、

、

見附

片田舎碁染

見附

片田舎碁染

、

、

、

、

一ノ宮

青山亭花守
片田舎碁染

一ノ宮

青山亭花守
片田舎碁染

、

、

、

、

猿猴亭流月

森望亭万愛

猿猴亭流月

森望亭万愛

、

、

、

、

佳峯窓貞山

森春亭好文

佳峯窓貞山

森春亭好文

、

、

、

、

彩雲樓田鶴兼

村田真風

彩雲樓田鶴兼

村田真風

、

、

、

、

十百齋石文

江南亭千本

十百齋石文

江南亭千本

、

、

、

、

平真哉

海野直道

平真哉

海野直道

、

、

、

、

村田真風

秋田稻成

村田真風

秋田稻成

、

、

、

、

江南亭千本

小島

江南亭千本

小島

、

、

、

、

海野直道

秋田稻成

海野直道

秋田稻成

、

、

、

、

篠廻屋節嗣

清見闕雄

篠廻屋節嗣

清見闕雄

、

、

、

、

巨勢春木

沼津

巨勢春木

沼津

、

、

、

、

清見闕雄

岡部

清見闕雄

岡部

、

、

、

、

藤花園鳥柴

伴益良

藤花園鳥柴

伴益良

、

、

、

、

篠廻屋節嗣

吉田

篠廻屋節嗣

吉田

、

、

、

、

八幡

吉田

八幡

吉田

、

、

、

、

知來法師

吉田

知來法師

吉田

、

、

、

、

桜園元照

吉田

桜園元照

吉田

、

、

、

、

荻園広海

吉田

荻園広海

吉田

、

、

、

、

青谷潔民

吉田

青谷潔民

吉田

、

、

、

、

森下亭道艸

吉田

森下亭道艸

吉田

、

、

、

、

遠江森

吉田

遠江森

吉田

、

、

</

舟津	野田尻	長峯窓小杉麿
鶴川	鶴川亭一等	
藤沢	松節亭里成	
	節風亭富久人	
相模	森賞亭楽主	
	森霞亭網彦	
鎌倉		
勝瀬	森睦亭文垣	
、	森応亭一徳	
厚木	風柳亭吉女	
瀬谷	桃廻屋桃笑	
武藏	朝花亭真雲	
戸塚	梅香賀女	
八王子		
小野宮	吳剛舍金厚	
上総	森経亭久世	
一ノ宮	森涌亭富増	
坂志岡	春鶯舍花住	
	仙遊亭仲盛	
下総	森綠亭影盛	
古河		

森發亭歌勢成	森馥亭普歌記	森東亭百柴」(二)
駒ヶ崎	爻点舍捨瓢	森栖亭鶴成
仁連	玉采軒万重	
菱田	万声亨音芳	
佐倉	三眠亭真素	
太田原	安氣方頬	
水戸	万秀亭昌良	
笠間	一柳館守安	
高浜	森鶴樓龜良	
	玉迺屋豐	
	鳩鶴堂羽風	
	松迺屋屋翠	
	松綠亭友鶴	
	真竹節長	
	勝間田長文	
	七五三菴武雄	
月廻屋真秋		

森馥亭普歌記	森發亭歌勢成	森東亭百柴	森栖亭鶴成	駒ヶ崎	爻点舍捨瓢	玉采軒万重(二)	仁連	佐倉	太田原	萬秀亭昌良	萬声亭音芳	三眠亭貞素	安氣方頬	水戸	常陸
高浜	月廻屋真秋	七五三菴武雄	勝間田長文	真竹節長	笠間	松緑亭友鶴	鳩鶴堂羽風	松廻屋豊	玉廻屋良	森鶴樓龜良	一柳館守安	安氣方頬	佐倉	菱田	仁連
高浜	月廻屋真秋	七五三菴武雄	勝間田長文	真竹節長	笠間	松緑亭友鶴	鳩鶴堂羽風	松廻屋豊	玉廻屋良	森鶴樓龜良	一柳館守安	安氣方頬	佐倉	菱田	仁連
高浜	月廻屋真秋	七五三菴武雄	勝間田長文	真竹節長	笠間	松緑亭友鶴	鳩鶴堂羽風	松廻屋豊	玉廻屋良	森鶴樓龜良	一柳館守安	安氣方頬	佐倉	菱田	仁連
高浜	月廻屋真秋	七五三菴武雄	勝間田長文	真竹節長	笠間	松緑亭友鶴	鳩鶴堂羽風	松廻屋豊	玉廻屋良	森鶴樓龜良	一柳館守安	安氣方頬	佐倉	菱田	仁連

信濃	小諸	森倉里住
式戸	森潤亭笛丸	森稻亭守人
牧布施	卯花垣千雄	春日
拔井	森井亭水元	塚原
中屋	森松舎俊正	比田井
耳取	森盈亭木数	高呂
八幡	森月窓真留人	小平
	鳩樹軒三枝	竹田
	黄鳥軒梅枝	竹林亭節成
	依田真川	田中舎元丸
	舗島道広	森開亭蓋丸
	井手曾代人	森嶺亭翠峯
	吹上廻丸	

佐久	佐久唯仲
鹿教湯	筑理常豐
高梨窓鹿道	
望月	
天神林	
冷斎真水	
望月駒彦	
三ツ井	
藤原博厚	
稻荷山	
森鳥亭行宣	
南原	
森歲亭行成	
村松	
森会豊成	
鈴子	
森歎亭直行	
五加	
一真亭志丸	
沓掛	
富貴亭厚磨	
塩田	
山蔭亭真道	
潮田	
真如庵月友	
塩名田	
千曲亭真澄	
小原	
雲田雁法師	
柳沢	
望春亭天丸	
森響亭音成』(2)	
大屋	

佐久	鹿教湯	筑理常豊
柳沢	高梨窓鹿道	佐久唯仲
大屋	望月駒彦	
小原	天神林	
塩名田	冷斎真水	
潮田	三ツ井	
塩田	稻荷山	
沓掛	南原	森歲亭行成
五加	村松	森會亭芳成
鈴子	、	森歡亭直行
一真亭志丸	、	俳歌亭厚志
平井堂静	、	
山蔭亭真道	、	
富貴亭厚麿	、	
真如庵月友	、	
千曲亭貞澄	、	
雲雁源法師	、	
森響亭音成	、	
望春亭天丸	、	

上毛	金井	羽毛山
高崎	栗橋	森吟童丸
尻高	雁村	萱姫屋守保
吾妻	芦田	栗林亭若駒
	阪井	(2)
	飯山	芦廻屋花丸
	菽蒔	拾翠園万常
	小島	水内庵高里
	矢代	有明月彦
	雨宮	冠嶽洞扶基
高遠	櫛葉園蔭雄	翠柳亭春雄
	連話窓南可伎	
	正歌亭真名夫	
	森報亭根丁	
	森眺亭歌種	
	荷葉房浮磨	
	芦垣真田鶴	
	鳥子亭繁伎	
	森高亭千代蔭	
	森高亭墨也	

下毛	小山	足利	森息斎宵寢	森山亭歌都美
陸奥	盛岡	間々田	森月松守	森月松守
梁川	森	花輪	森馨亭実栄	森青堂賢枝
森	森	二本松	森皎亭梅明	森皎亭梅明
森	森	森	森悅亭幾羅	森悅亭幾羅
森	森	森	花径亭真数香	花径亭真数香
森	森	森	森立亭簾足	森立亭簾足
森	森	森	森友亭与斯民	森友亭与斯民
森	森	森	森然亭具	森然亭具
森	森	森	森成亭免久民	森成亭免久民
森	森	森	森現亭万水	森現亭万水
森	森	森	森雪亭花住	森雪亭花住
森	森	森	森鶴亭千代住	森鶴亭千代住
豊	豊	豊	森豊亭大澄	森豊亭大澄

下毛	小山	足利	森山亭歌都美
陸奥	盛岡	間々田	森息齋宵寢
			森月樓松守
梁川			森青堂賢枝
			森馨亭実采
森鶴亭十代住			森皎亭梅明
			森悅亭幾羅
			花徑亭眞數香
			萬樹亭照芳
			森操亭逸茂
			月波亭市盛
			森立亭簾足
			二本松
			森友亭与斯民
			森然亭具
			森成亭免久民
			森雪亭花住
			森現亭萬水
			森豐亭大澄

森誠亭美知成	森紅亭万秋	五十沢
森籍亭万富	白雲觀山住	保原
森願亭歌納	森鶯亭里住	郡山
森草庵鍊取	森石堂季義	岡戸
森樂堂安世	森豊堂安良	岡本
森友堂安信	高子	箱崎
嘯歌堂金元	桑折	豊田舍貞富貴
錦園厚丸	三秋堂金人	望雅樓真友
三光房御輝	春廻屋山文	太郎花舍折香
源博覽	一ノ閥	

森誠亭萬秋	五十沢	高子	桑折	郡山	保原	白雲觀山住	森鶯亭里住	森願亭歌納
森籍亭萬富	森	森樂堂安世	森友堂安信	森	森	森	森	森
驥	樂	樂	友	樂	鶯	願	願	願
亭	堂	堂	堂	亭	亭	亭	亭	亭
萬	安	安	安	里	里	觀	鶯	歌
秋	世	世	信	住	住	山	亭	納

越後	氣仙沼
高田	清風亭香居
	鶴岡大集
	東巴堂歌胤 (3)
、	五面堂綾丸
、	岩城
、	歲長亭綠
、	津輕
、	合浦亭輕石
、	針道
、	森暖亭御風
、	仙台
、	笑月樓島道
、	亘
庄内	森樹亭春道
、	森櫛亭青枝
、	森溪堂円作
、	倭文舍吾滿
、	蓬廻屋元季
、	閑雅亭水面
、	泉上窟二葉
、	松上亭長房
柳花亭二巴	左和亭達徳

都講 肥後 長崎 潤屋真玉
人吉 山川亭水住
三五亭満丸」(4)

長崎 潤屋真玉
肥後 人吉
山川亭水住
三五亭満丸(4)
員外都講

長崎	人吉	都講	一粒舍萬倍
潤屋真玉	山川亭水住	三五亭滿丸】(4)	
執事都講	一粒舍萬倍	森總亭山松	東居良材
龍田舍山角	森青亭杉門	仙嶺亭松秀	森林亭木守
七滄舍七海	閑廻屋岩門	嘯風舍山虎	閑廻屋岩門
朝霞亭波音	寬々舍豐	賑々亭豐年	豐年庵保利
松声樓繁成	花垣真咲	森正亭添竹	千草菴村小女
福室有実	楊樓如水	楊晴亭諫女	森晴亭諫女

千草菴村少女
橋廻屋元住
春風樓波都賀
鐘廻屋持主
宝船亭美濤
桃栗菴三年丸
森總亭山松
萬里亭弘麿
森青亭杉門
竜田舎山角
朝霞亭波音
松声樓繁成
眺富亭滿盛
福室有実
森涼亭幸来
楊樓如水

眺富亭滿盛

橋廻屋元住

風柳亭吉昌

春風樓波都賀

招待儲菜

市川 流霞軒

祢津 樂魚亭

藤沢 森節亭

盛岡 森集亭

麻生 国字歌垣連

少々居

菊廻屋

吳竹亭

発三舍

百林亭

訂正

錢屋

教和樓

接賓○

尽語樓

○

年麗舍

請賓備齋

○

森富亭

萬流亭

高畑

盛岡

麻生

山雲亭連

少々居

萬松亭

萬亀亭

大漁館

大慶菴

北川亭

補翼

森富亭

○

勸主

○

松風亭

咲花堂

与鳳亭

篤垣

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

俳諧歌場執事

森翠亭」(5)

補翼

森富亭

○

司事

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

花王田連」(5)

発起

○

編輯

○

○

○

○

○

○

桃本連

○

○

○

○

○

○

○

寿室

○

○

○

○

○

○

○

故併諧歌場師翁一周忌來六月六日正當に付、東都諸國判者都講方及び自他之無差別不洩様御出詠可被下候、別而申入候、故師翁病中諸國より点取之詠草數多滯有之、其上月次会兼題之墨も被相成兼候事心置りし由、存生中被歎申候、師の亡靈を厯候追福にも可相成との志願に御座候得は、旧来之師恩思し忘れ給はぬ御方は何寄之御手向にも可相成候間、無御遲滯沢山御投吟所希に候、就而は去夏先師病氣被差重候砌、森羅亭宗匠へ遺言には、没後四方之連衆舞乱不致様、別而年來丹誠之併諧歌之道も不廢様、連中の指揮吳々被頼置、則併諧歌場之額并古印譜等被相讓候、任遺言判者免狀及万端從森羅亭宗匠被取行候、依之今般新に花王田へ併諧歌場被造立、當春新室開会筵も相濟申候、且任旧例正月廿二日詠初会之節、諸國判者方都講方御雅名席上へ張出し申候、以來逆も同様の事に御座候間、此段御風聴申置候、且昨年追福會相營摺本番附共無滯差出し申候、其砌諸國へ種々雜說申触候族も有之候や、又は報條行届不申候や、右追福一會へ御出詠無之御方も粗有之候、當会に若御文通も無之御方は四方側御退連と相心得候而、向後詠初之節張出等へも相除申候、勿論、不相變御出詠之御方は旧来之席順に而猶

先達而及御披露候四方翁追福會報條に付、故障之義有之候へとも、法事之事故和順の上相營可申心得に而有之候故相止候処、風流の上に而長争候義は迷惑の至に御座候へとも、雜説取交報條差出候に付、不得止事、自森羅亭先達而綴冊の報條被差出候、猶額面印素の義こと々々しづ申し立候得共、右の文面にて御承知可有之候へは申迄無之候、扱諸國遠路の所より先師の旧恩を忘給はす玉詠追々相上亭候に付、同盟の友垣申合再相營申候間、未御出詠無之御方は早々御投吟可被下候、以前報條差出候後、御沙汰無之候故、御同志の義と奉存候に付、御雅名相認候、若相洩候歟、思召無之方は、其由可被仰越候事、

一、別而申入候、此度水魚連に而被相催候一會は、右報條之通り、御心切に御取扱被下候得共、和談相整兼候趣為御知旁被相催候段、花王田老師初連中一同大慶奉存候、依之自連は勿論四方風流士其真心を被賞右兼題是又玉詠早々御投吟可被下候、已上

文政十三年庚寅仲秋 』

追々判者都講等に御進被成候御方へ免状被差出、井順烈等も定之通致候間、其御連々之被從判者方、当俳諧歌場へ可被信通候、已上

文政十三年庚寅初夏

勸主

此の一會は前書申し入れ候通之次第故、直々御文通被下度候事、則俳諧歌場は森羅亭通称福嶋二左衛門別荘にて、同所桜田本郷代地に有之候、
御文通其の外請取の印譜

俳諧歌場執事

玉詠集所

両国広小路

春友亭

芝赤羽

榮寿堂

花王田俳諧歌場中

森翠亭

御文通受取印

俳諧歌場執事